

小平市公共施設等 総合管理計画

平成29年3月

小 平 市

【本書の表記等について】

- ・本書において「公共施設等」とは、対象となる公共施設、道路、橋りょう、下水道、用水路等、公園のすべてを含みます。
「公共施設」とは、建築物等のいわゆるハコモノを中心とした施設を差します。
また、公共施設を除いた道路、橋りょう、下水道、用水路等、公園については、総称として「インフラ施設」と表記する場合があります。
- ・本書では、より理解しやすいように次のように記載しています。
 - 年 の 表 記 (例) 2000(H12)年
 - 年 号 の 表 記 (例) 昭和:S 平成:H
 - 数 値 の 表 記 (例) 12, 345 →1万2,345
- ・端数処理について、次のようにしています。
文章中の合計数値等は、億円、万円などと記載しているため、グラフ等の数値の合計と一致しないことがあります。また、「約」をつけずに表記している場合があります。
図のグラフデータ等の数値は、端数処理により合計と一致しないことがあります。
「%(パーセント)」表記は、端数処理により合計値が「100%」にならない場合があります。

目 次

第1章 本計画の位置づけ等	
1－1 背景・目的	1
1－2 本計画の位置づけ	2
1－3 計画期間	3
1－4 対象施設	4
1－5 計画の構成	4
第2章 小平市を取り巻く状況	
2－1 立地等	5
2－2 人口推移と将来人口推計	6
2－3 財政	8
第3章 公共施設等の現状と課題	
3－1 公共施設	20
3－2 道路	24
3－3 橋りょう	27
3－4 下水道	28
3－5 用水路等	29
3－6 公園	30
3－7 土地	31
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
4－1 公共施設等に共通の基本的な考え方	35
4－2 公共施設	37
4－3 道路	38
4－4 橋りょう	39
4－5 下水道	39
4－6 用水路等	40
4－7 公園	41
第5章 公共施設等の更新費用等の試算	
5－1 公共施設	42
5－2 道路	42
5－3 橋りょう	43
5－4 下水道	44
5－5 用水路等	44
5－6 公園	45
5－7 公共施設等にかかる更新費用等の合計	46
第6章 推進体制及び進行管理	
6－1 推進体制	48
6－2 本計画の進行管理	48
参考資料	
用語の解説	50

第1章 本計画の位置づけ等

1－1 背景・目的

(1) 公共施設等の老朽化

小平市の公共施設は、急激に人口が増加した1960年代から1970年代にかけて学校施設を中心に集中して整備し、1980年代以降も、市役所（市庁舎）や市民文化会館（ルネこだいら）など大規模な施設を整備してきました。現在では、これらの施設は整備後30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

また、老朽化が進んでいるのは、公共施設だけではありません。日常生活や産業活動等に欠かすことのできない道路や橋りょう、下水道、公園などのインフラ施設についても、公共施設と同様に、経済成長や都市化の進展に伴い整備を行ってきましたが、これらも老朽化が進んでいます。

人口の増加などにより成長を遂げてきたこれまでの時代とは異なり、今後は人口減少や人口構造の変化とともに、財政構造や公共施設等の利用需要も大きく変化することが想定されます。これまで増え続けてきた公共施設等は老朽化が進み、その維持管理、改修、更新にかかる費用は多額となり、その対策は今後の行財政運営における大きな課題の一つとなっています。

(2) 国の動向等

公共施設等の老朽化等に関する課題は、小平市に限ったことではなく、人口減少期に入った日本全体のすべての自治体で、課題解決に向けて早急に取り組む必要があるとされています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2013～脱デフレ・経済再生～」(2013(H25)年6月閣議決定)、いわゆる「骨太の方針」において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく作ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」としており、翌年の「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大～」(2014(H26)年6月閣議決定)では、「民間能力の活用等」、「賢く使う視点からの取組」、「選択と集中、優先順位の明確化」を推進するとしています。

また、2013(H25)年12月には、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、これに基づき2014(H26)年6月には、「国土強靱化基本計画」が策定されました。この中では、公共施設等にかかる被害の最小化などを基本理念とし、長寿命化計画に基づくメンテナンスサイクルの構築等の推進方策が示されています。

さらに、社会資本整備審議会の道路分科会では、2014(H26)年4月に「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、「最後の警告—今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ」として、「一刻も早く本格的なメンテナンス体制を構築しなければならない」としています。

第1章 本計画の位置づけ等

このような背景のもと、2013(H25)年11月29日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議により「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、目指すべき姿や必要施策の方向性などが示されました。

その後、2014(H26)年4月に総務省より「早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」という認識のもと、各地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定が要請されました。

(3) 本計画の目的

本計画は、以上に示した人口減少、公共施設等の老朽化、将来的な財政負担などの背景などを踏まえ、公共施設等の安全・安心を確保するとともに、最適かつ持続可能なものとしていくため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を定めることを目的とします。

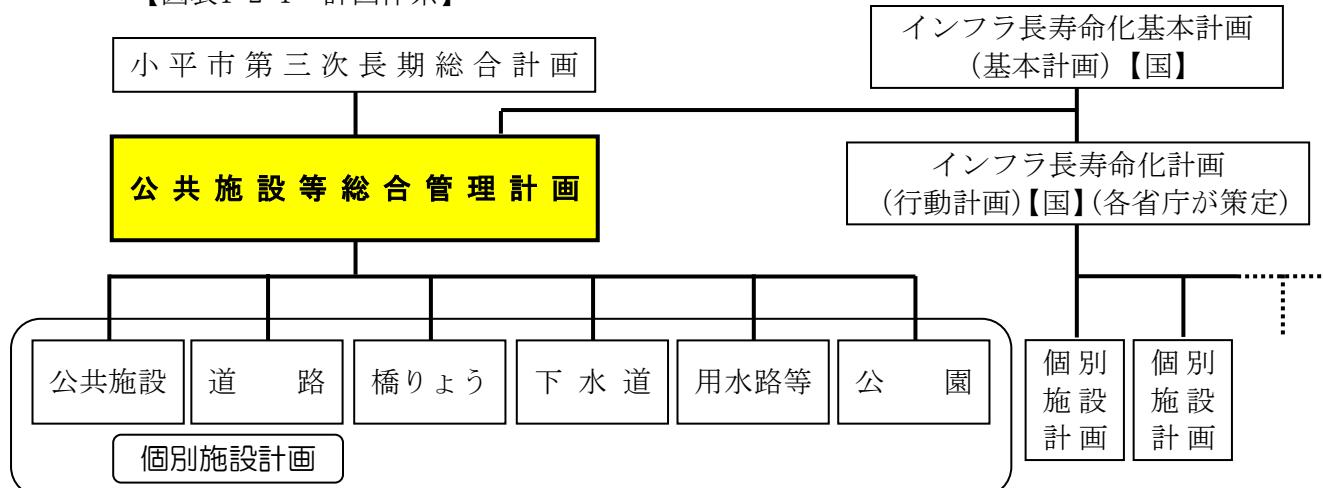
1－2 本計画の位置づけ

本計画は、小平市第三次長期総合計画の下位計画として、小平市における分野横断的な公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を定めるものです。

また、「インフラ長寿命化基本計画」（2013(H25)年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）において策定することとされている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び2014(H26)年4月22日付、総財務第74号で総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に該当するものであり、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定したものです。

本計画は、公共施設、道路、橋りょうなどの各公共施設等の個別施設計画の上位計画として位置付け、すでに策定済の個別施設計画については、改定等の時期をとらえて、本計画との位置づけを明記していきます。

【図表1-2-1 計画体系】



1-3 計画期間

2017(H29)年度から2026(H38)年度までの10年間としますが、公共施設等の目標耐用年数は長期にわたるため、計画期間以降の長期的な視点を持って策定しています。

今後、次期長期総合計画が策定される見込みであり、個別施設計画の改定などの可能性もあります。統一的な基準による地方公会計における固定資産台帳の整備などにより、新たな情報の整理も想定されるため、市を取り巻く状況などの変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを検討します。

【図表1-3-1 各計画の計画期間】

	1995	…	2005	2010	2015	2020	2025	2030	…	2043	…	2062
	H7	…	H17	H22	H27	H32	H37	H42	…	H55	…	H74
第三次長期総合計画 基本構想				2006(H18) – 2020(H32)								
公共施設等 総合管理計画						2017(H29) – 2026(H38)						
個 別 施 設 計 画	公共施設マネジメント基本方針						2016(H28) – 2062(H74)					
	公共施設マネジメント推進計画						2017(H29) – 2026(H38)					
	道路舗装維持管理基本方針						2017(H29) ~					
	橋りょう長寿命化修繕計画					2014(H26) – 2023(H35)						
	下水道長寿命化基本構想					2014(H26) – 2043(H55)						
	用水路活用計画		1995(H7) ~									

※個別施設計画のうち、公園については、「インフラ長寿命化基本計画」（2013(H25)年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）で定められている2020(H32)年度までに策定予定

1-4 対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、次のとおりです。

なお、電気、ガス、水道といった小平市以外が管理を行っている社会基盤などについては本計画の対象外としています。

【図表1-4-1 対象とする公共施設等】

公共施設 (建築物等)	道 路	橋りょう	下水道	用水路等	公 園
----------------	-----	------	-----	------	-----

※影響が小さい小規模な施設（ごみ集積所等）は除いています。

※小平市が活用する公共施設等の敷地や普通財産などの土地については、維持管理や更新等の対象とはなりませんが、公的不動産として有効活用等の方策を推進する必要があることから、本計画の間接的な対象として位置づけます。

1-5 計画の構成

本計画の全体構成は次のとおりです。

【図表1-5-1 計画の構成】



第2章 小平市を取り巻く状況

2-1 立地等

(1) 小平市の位置・地勢

小平市は、東京都多摩地域の北東部、いわゆる武蔵野台地にあり、都心から西に約26kmのところに位置しています。

市域の東側は西東京市、南側は小金井市と国分寺市、西側は立川市、北側は東久留米市、東村山市及び東大和市と接しており、比較的平たんな地形が特徴となっています。市域は東西10km、南北4km、面積は20.51km²であり、多摩地域の26市中10番目の広さとなっています。

小平市は、新宿区との間を電車により30分で結ぶことなどから、都心部のベッドタウンとしての性格を有するとともに、玉川上水・野火止用水など、過去から受け継がれてきた豊かな自然環境に恵まれ、それらを生かした小平グリーンロード（市内一周緑道）があり、市民の散歩道として親しまれています。

(2) 小平市の沿革

小平市の周辺は水が乏しく、人が生活するには適さない場所でしたが、1654(承応3)年に羽村から江戸まで、多摩川の水を運んだ玉川上水の開通がきっかけで開拓の条件が整いました。玉川上水から分水を引き、生活用水とすることで、江戸近郊の村落として開発が進みました。

7つの村が合併して、神奈川県北多摩郡小平村になり、現在の市域が確定しました（多摩地域は1893(M26)年に東京府に編入）。昭和の初めには、学園地域の宅地分譲が進み、軍の施設が造られる中で、次第に人口も増え、1944(S19)年に小平町となりました。

戦後、工場の進出もあって、都心部のベッドタウンとして人口が増加し、それに伴い徐々に都市化が進み、1962(S37)年に市制を施行しました。

その後も、高度経済成長や都市化の進展に伴い人口が急増し、2012(H24)年には市制施行50周年を迎え、今日に至っています。

【図表2-1-1 小平市の沿革】

時期	出来事	人口
1889(M22)年	小平村の成立	一
1944(S19)年	町制施行	1万5千人
1962(S37)年	市制施行	7万1千人
1972(S47)年	市制施行10周年	13万7千人
1982(S57)年	市制施行20周年	15万人
1992(H4)年	市制施行30周年	16万3千人
2002(H14)年	市制施行40周年	17万5千人
2012(H24)年	市制施行50周年	18万5千人

〈資料 人口は住民基本台帳〉

2-2 人口推移と将来人口推計

小平市は、1962(S37)年10月に市制を施行し、2012(H24)年には市制施行50周年を迎え、この間人口はほぼ一貫して増加してきました。2015(H27)年の国勢調査では、初めて19万人を超えるました。

「小平市人口推計報告書（平成27年国勢調査による）」（2017(H29)年2月）では、小平市の将来人口は国勢調査をもとに推計すると、2020(H32)年をピークに減少に転じると予測しています。推計では、2065(H77)年には14万2千人となり、1970(S45)年から1975(S50)年の間と同程度、2015(H27)年に比べて25.2%減少することが想定されます。

また、年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）は1975(S50)年以降減少し、総人口に占める割合は、1970(S45)年は25.3%でしたが2015(H27)年には12.7%となっています。今後も減少傾向が続き、2065(H77)年には、総人口に占める割合は12.1%となることが想定されます。2015(H27)年と比べて29.0%、1970(S45)年と比べると50.7%減少することが想定されます。

生産年齢人口（15～64歳）の総人口に占める割合は、60～70%程度と増加傾向にありましたが、1990(H2)年の75.4%をピークに減少傾向の局面に入り、2015(H27)年は64.9%となっています。今後もさらなる減少が続き、2065(H77)年には58.1%となることが想定されます。2015(H27)年と比べると33.0%、1970(S45)年と比べると15.5%減少することが想定されます。

老人人口（65歳以上）は、1960(S35)年以降長らく増加傾向であり、1970(S45)年に3.5%であった高齢化率は1985(S60)年に7%を超えて「高齢化社会」に、2000(H12)年には年少人口と逆転するとともに14%を超えて「高齢社会」となりました。2013(H25)年には21%となり、「超高齢社会」に突入しました。今後も増加傾向が続き、高齢化率は2050(H62)年に32.0%のピークを迎えると想定されます。その後老人人口は多少減少するものの、2065(H77)年の高齢化率は29.8%となり、2015(H27)年と比べて0.5%の減少、1970(S45)年と比べると776.9%と8倍となることが予想されます。

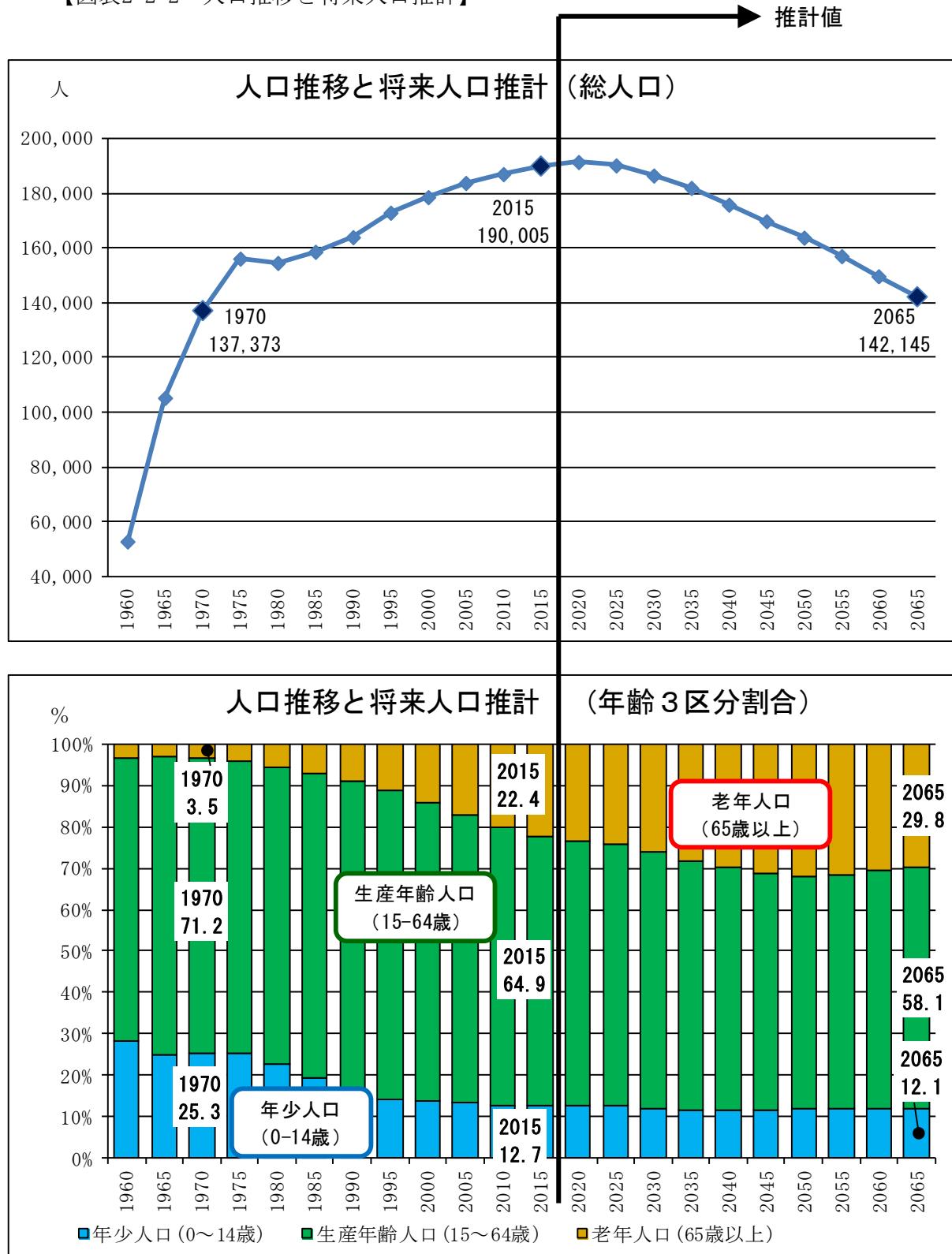
小平市は、人口減少に加え、かつて経験のしたことのない少子高齢社会になることが想定されます。そうした社会における公共施設等のあり方を検討する必要が生じています。

【図表2-2-1 人口推移と将来人口推計】

	1970(S45) (実績)	2015(H27) (実績)	2065(H77) (推計)	2065変化率	
				1970比	2015比
総人口	137,373	190,005	142,145	+3.5%	-25.2%
年少人口（0-14歳）	34,801	24,148	17,150	-50.7%	-29.0%
生産年齢人口（15-64歳）	97,741	123,285	82,632	-15.5%	-33.0%
老人人口（65歳以上）	4,831	42,572	42,363	+776.9%	-0.5%

〈資料 国勢調査、小平市人口推計報告書（平成27年国勢調査による）〉

【図表2-2-2 人口推移と将来人口推計】



<資料 国勢調査、小平市人口推計報告書（平成27年国勢調査による）>

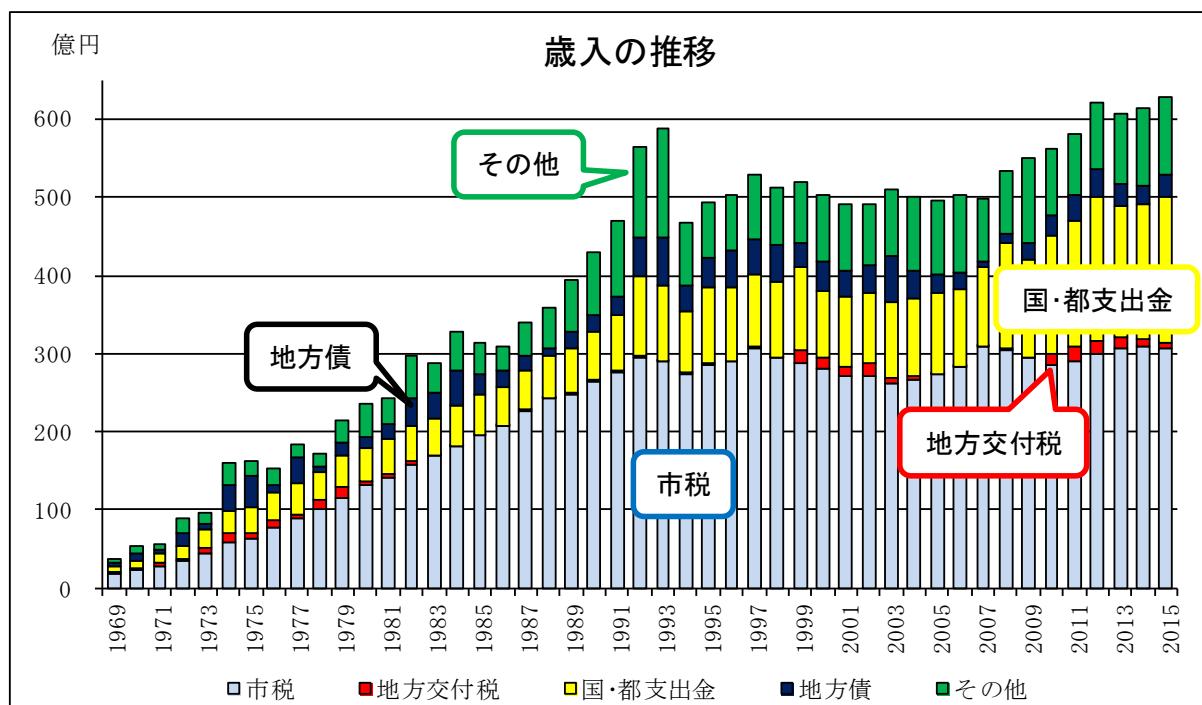
2-3 財政

(1) 一般会計における歳入・歳出決算額の推移

歳入は、人口の増加に伴い、1990年代まで右肩上がりに伸びてきました。その後、500億円程度で推移していましたが、ここ数年は600億円程度となっています。

歳入の約5割を占める市税は、常に市の収入の根幹ですが、景気動向や税制の動きなどによって、増減します。近年では、扶助費の伸びに対応する国・都支出金が伸びており、歳入総額に占める割合が増加しています。

【図表2-3-1 歳入の推移】



<資料 市町村地方財政状況調査>

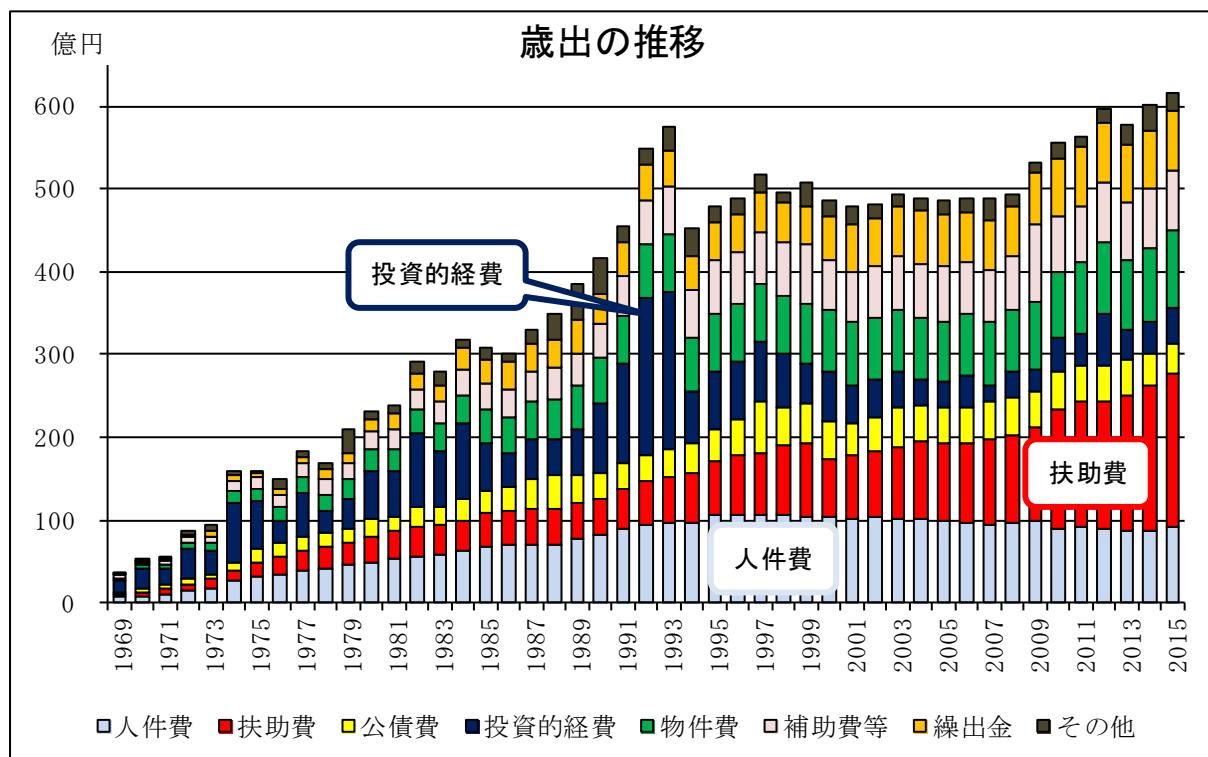
歳出についても、歳入と同様、1990年代まで右肩上がりに伸び、ここ数年は600億円程度となっています。

中でも、扶助費は、高齢化や保育需要に伴い増加しており、歳出総額の約3割を占め、最大の行政需要となっています。

公共施設等の整備などに関する投資的経費は、1970年代から1990年代初頭までは20%から40%程度となっていましたが、それ以降減少し、2015(H27)年度には7.3%となっています。人口増加に伴う公共施設等の整備や景気動向等によって左右されていますが、扶助費の増加などによって、歳出総額に対する割合が小さくなっています。

こうした財政状況の中で、今後公共施設等をどのように更新、維持管理していくのかが大きな課題となっています。

【図表2-3-2 歳出の推移】



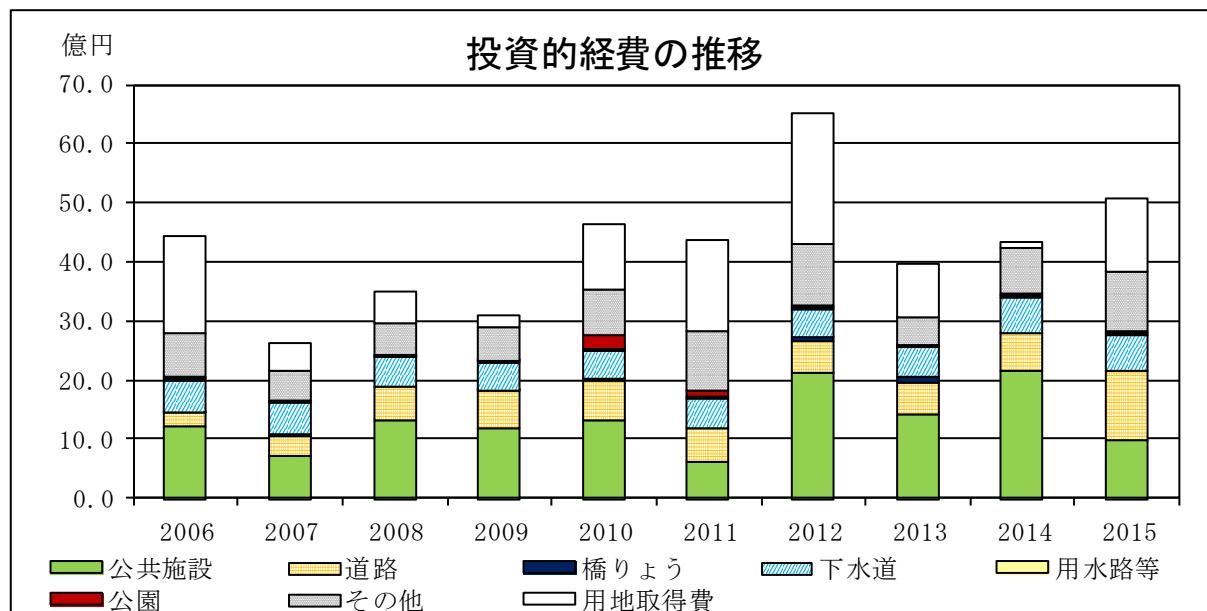
〈資料 市町村地方財政状況調査〉

第2章 小平市を取り巻く状況

(2) 公共施設等に関する費用

2006(H18)年度から2015(H27)年度までの公共施設等の整備などに関する投資的経費は、用地取得費を除くと平均32億6千万円となっており、4割を公共施設が占めています。また、用地取得費を含めた投資的経費全体の平均は、42億5千万円です。

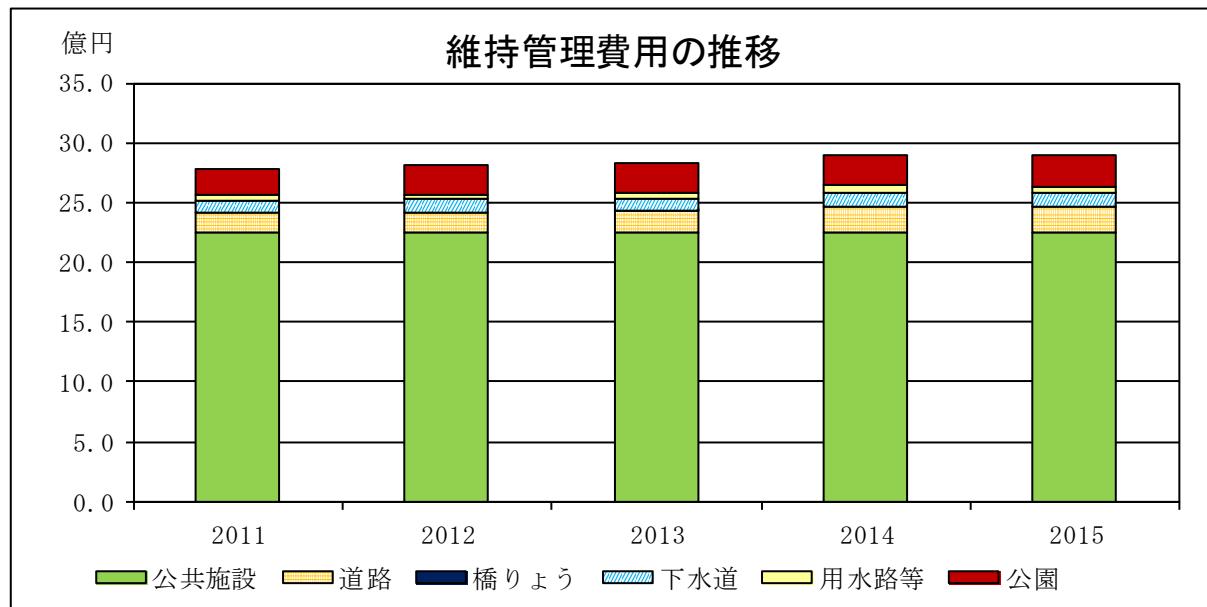
【図表2-3-3 投資的経費の推移】



〈資料 市町村地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査（法非適用）〉

2011(H23)年度から2015(H27)年度までの公共施設等に関する維持管理費用は、平均28億4千万円となっており、8割程度を公共施設が占めています。

【図表2-3-4 維持管理費用の推移】



※公共施設については、2007(H19)年度から2011(H23)年度までの平均額を使用

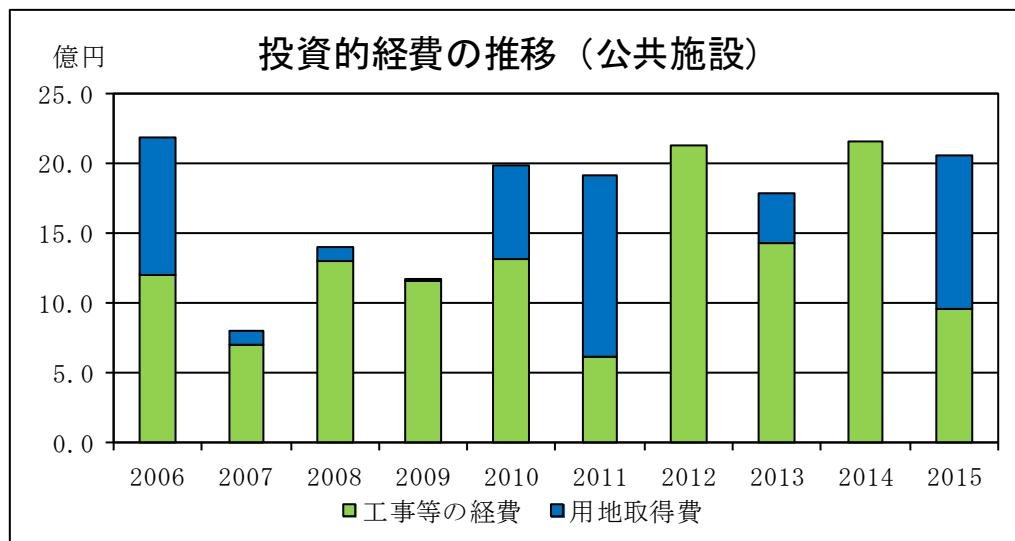
〈資料 小平市公共施設データ集、道路課、下水道課、水と緑と公園課〉

それぞれの公共施設等における投資的経費や維持管理費用の推移は、以下のとおりとなります。

①公共施設

公共施設に関する用地取得費を除く工事等の額は、ばらつきはあるものの過去10年間の平均で13億円となっています。

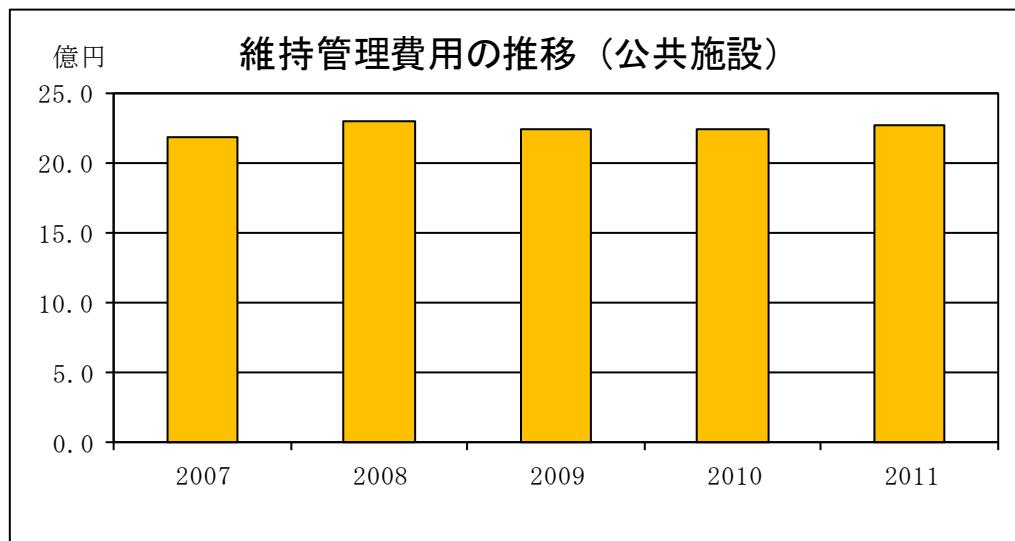
【図表2-3-5 投資的経費の推移（公共施設）】



〈資料 市町村地方財政状況調査〉

公共施設に関する光熱水費や管理委託費等の維持管理費用は、統計資料のある2007(H19)年度から2011(H23)年度までは22億円から23億円程度となっており、2012(H24)年度以降も同額程度で推移していると思われます。

【図表2-3-6 維持管理費用の推移（公共施設）】

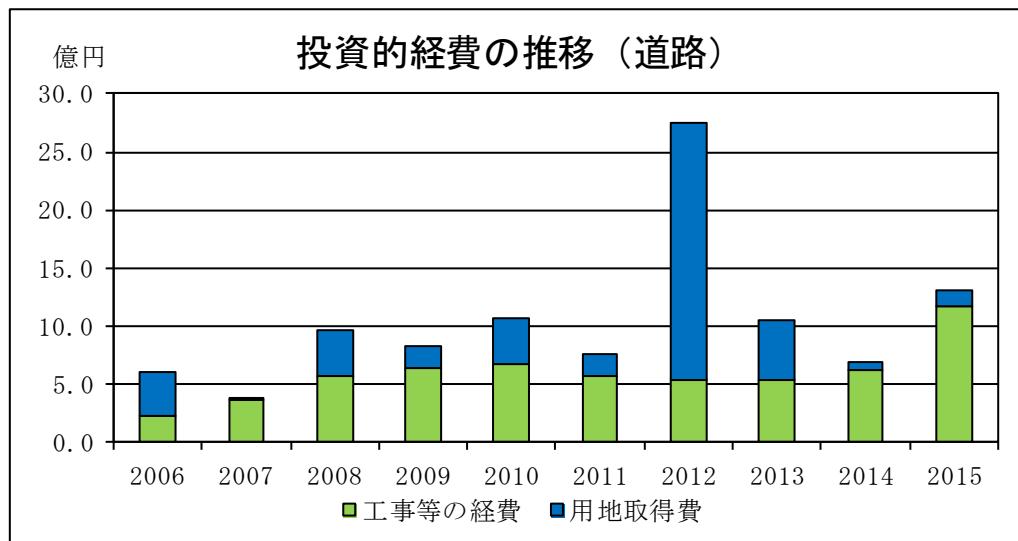


〈資料 小平市公共施設データ集〉

②道路

道路に関する用地取得費を除く工事等の額は、過去10年間の平均で5億5千万円となっています。2012(H24)年度は、東京都と市が協力して部分的な都道の整備を行う新みちづくり・まちづくりパートナー事業などにより用地取得費の金額が大きくなっています。

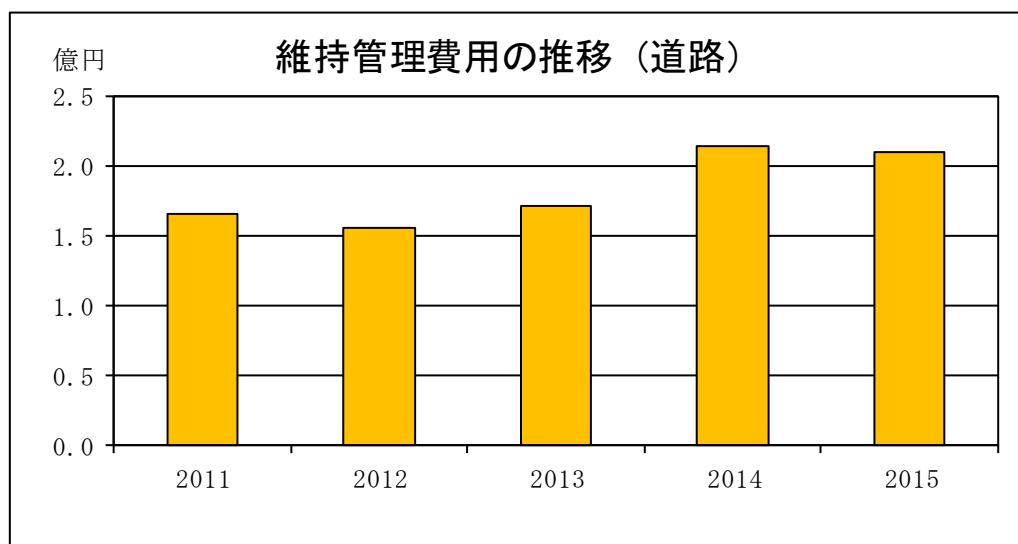
【図表2-3-7 投資的経費の推移（道路）】



〈資料 市町村地方財政状況調査〉

道路に関する剪定や清掃等の維持管理費用は、1億6千万円から2億2千万円程度となっています。

【図表2-3-8 維持管理費用の推移（道路）】

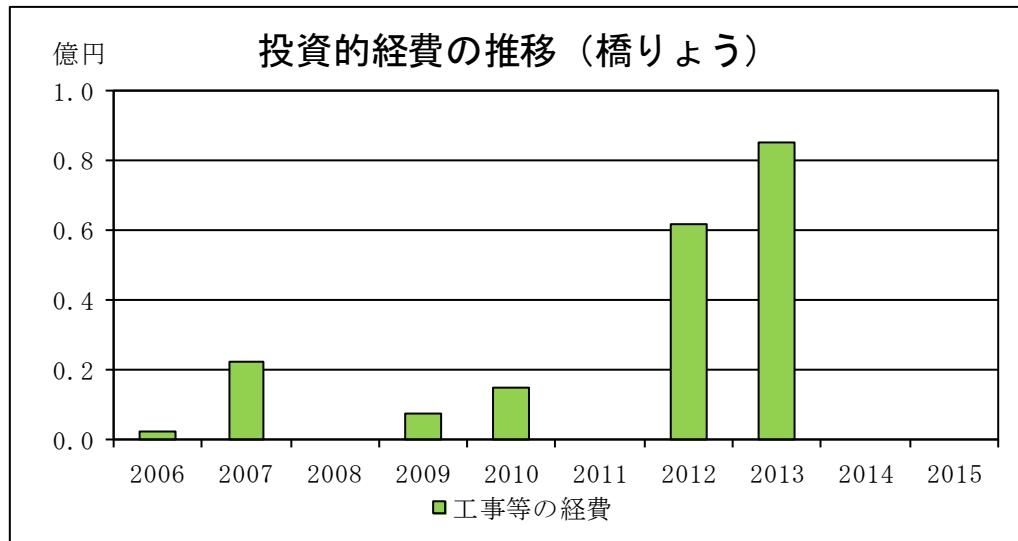


〈資料 道路課〉

③橋りょう

橋りょうに関する工事等の額は、年度によってばらつきがあり、費用が発生していない年度もあります。2012(H24)年度、2013(H25)年度は桜橋の改修工事により金額が大きくなっています。また、過去10年間における用地取得はありませんでした。

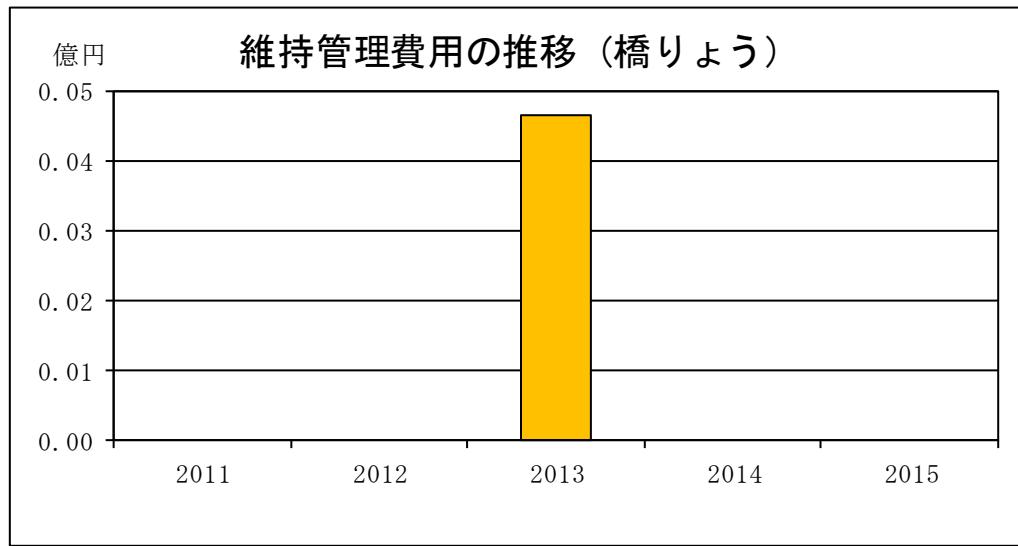
【図表2-3-9 投資的経費の推移（橋りょう）】



<資料 市町村地方財政状況調査>

橋りょうに関する維持管理費用は、2013(H25)年度に定期点検等を行い、2014(H26)年度からは職員による点検を行っています。

【図表2-3-10 維持管理費用の推移（橋りょう）】



<資料 道路課>

④下水道

下水道に関する工事等の額は、下水道事業特別会計で負担しており、過去10年間の平均は5億2千万円となっています。また、過去10年間における用地取得はありませんでした。

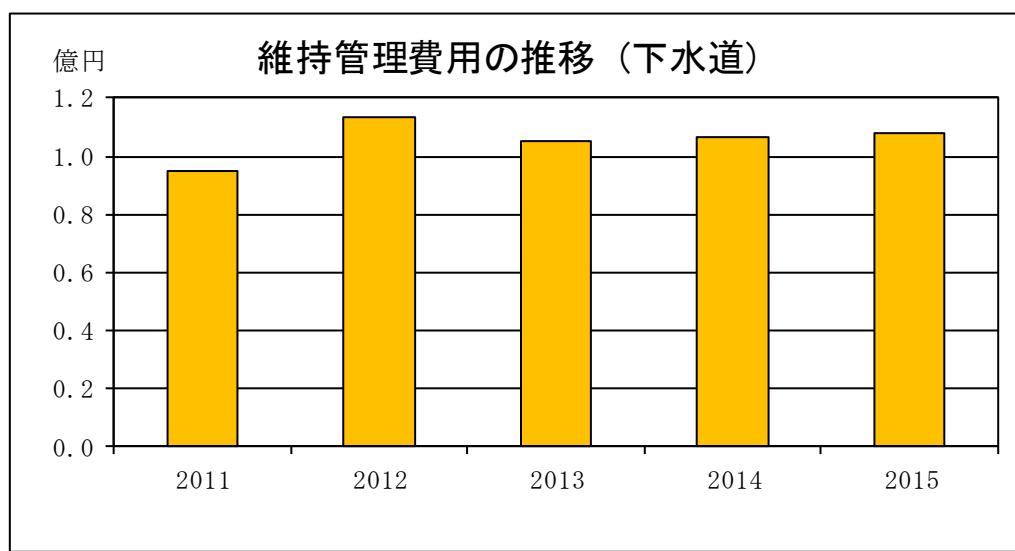
【図表2-3-11 投資的経費の推移（下水道）】



〈資料 地方公営企業決算状況調査（法非適用）〉

下水道に関する修繕費や管理委託費等の維持管理費用は、1億円前後となっています。

【図表2-3-12 維持管理費用の推移（下水道）】

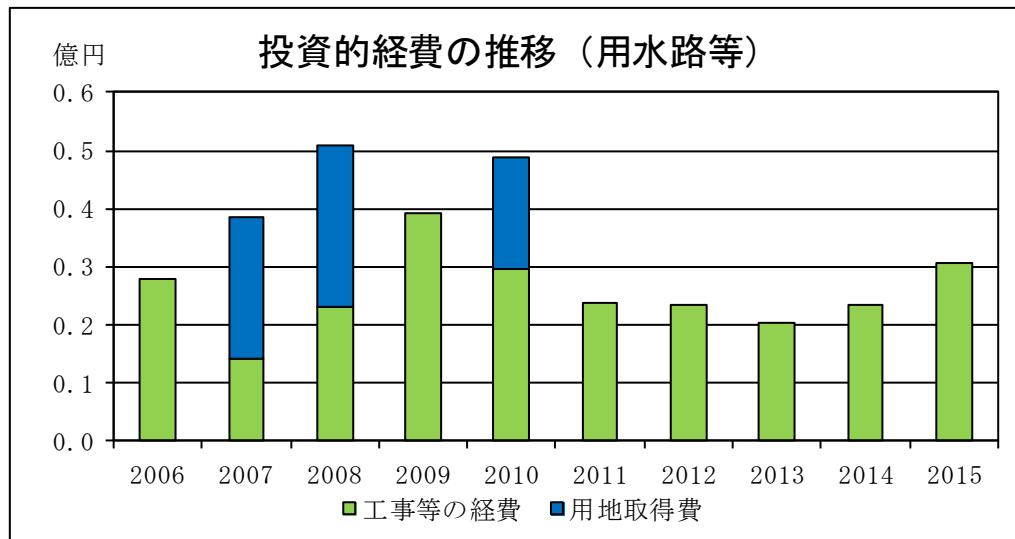


〈資料 下水道課〉

⑤用水路等

用水路等に関する用地取得費を除く工事等の額は、過去10年間の平均で3千万円となっています。

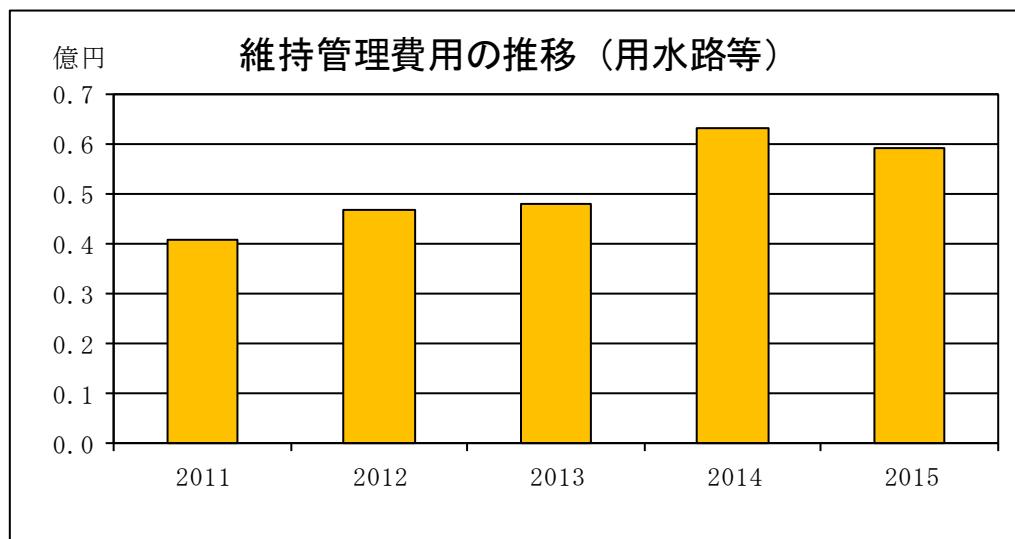
【図表2-3-13 投資的経費の推移（用水路等）】



〈資料 市町村地方財政状況調査〉

用水路等に関する管理委託費や修繕費等の維持管理費用は、4千万円から6千万円程度となっています。

【図表2-3-14 維持管理費用の推移（用水路等）】

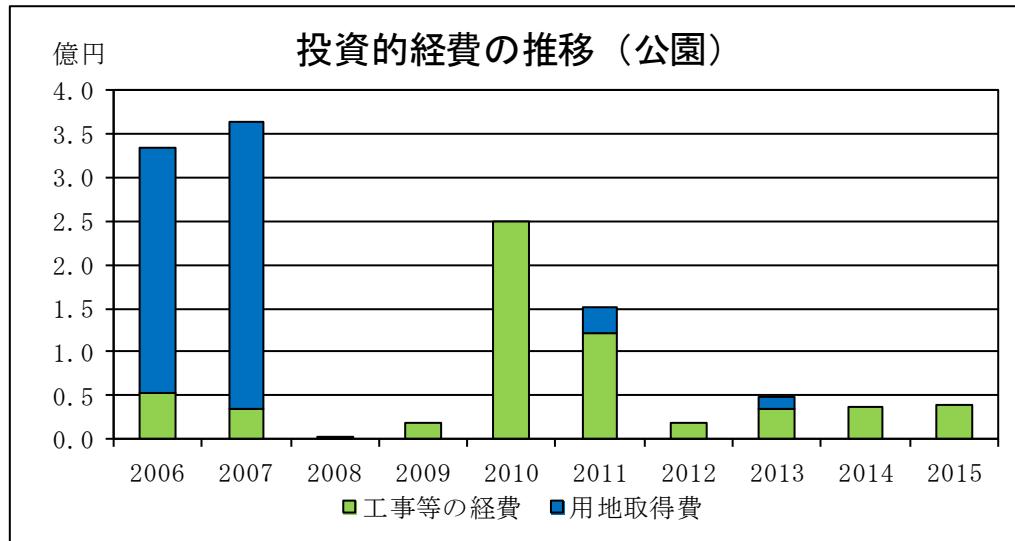


〈資料 水と緑と公園課〉

⑥公園

公園に関する投資的経費は、工事等の額、用地取得費とともに、年度によってばらつきがあります。2006(H18)年度、2007(H19)年度は緑地・公園の用地購入があり、また2010(H22)年度は、中央公園西口地下自由通路の工事により金額が大きくなっています。

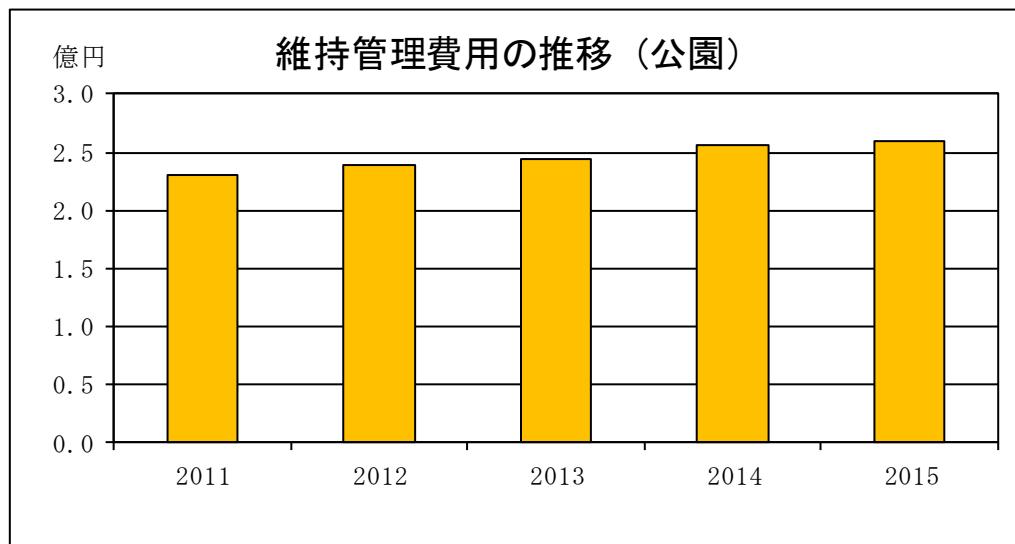
【図表2-3-15 投資的経費の推移（公園）】



〈資料 市町村地方財政状況調査〉

公園に関する管理委託費や修繕費等の維持管理費用は、2億円以上となっており、公園数の増加に伴い、毎年上昇しています。

【図表2-3-16 維持管理費用の推移（公園）】



〈資料 水と緑と公園課〉

(3) 基金の推移

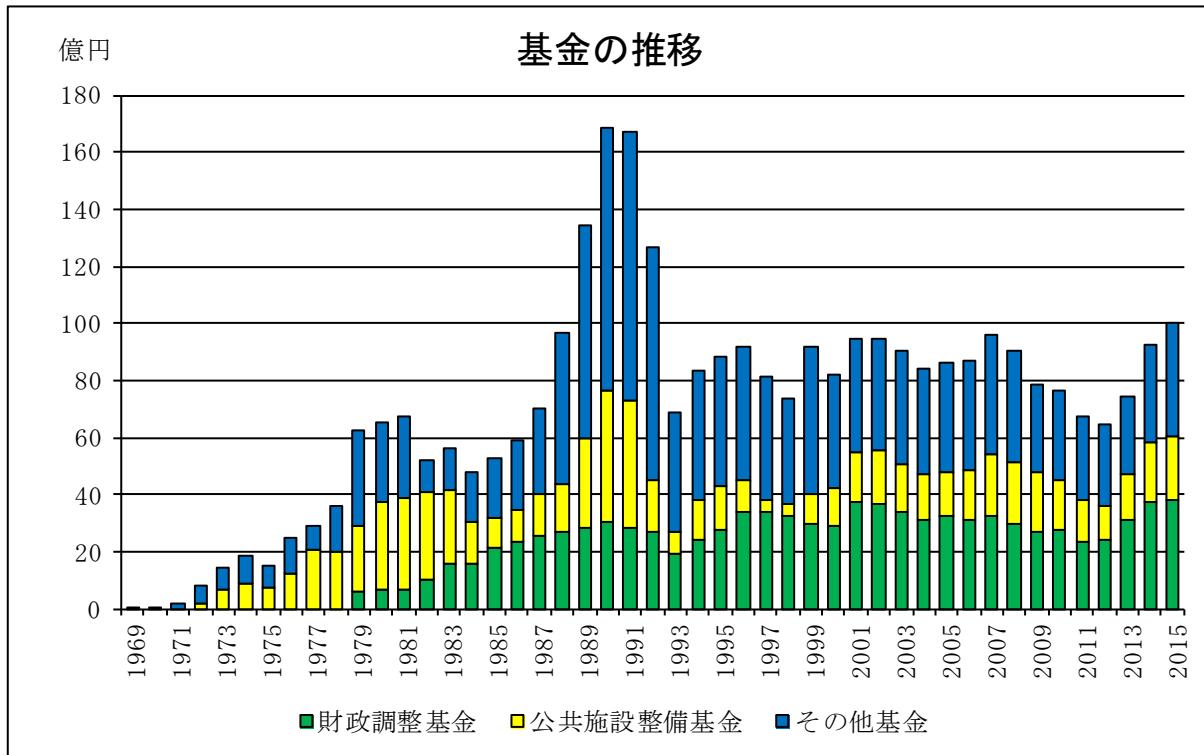
小平市の貯金に当たる基金は、景気や大型公共施設の整備などに左右されながら推移してきました。1990(H2)年度には総額169億円の基金残高がありましたが、市民文化会館の整備やいわゆるバブル景気の崩壊による予算不足への補てんなどにより、1993(H5)年度には69億円となりました。その後80億円から100億円程度で推移し、2015(H27)年度末には100億円となっています。

基金の目的別にみてみると、大幅な税収減や災害の発生などによる臨時の出費などの備えや、年度間の財政の不均衡を調整するための財政調整基金は、2000(H12)年度頃からは30億円前後を推移し、2015(H27)年度末には38億円となっています。

公共施設の整備、改修に活用する目的の公共施設整備基金は、時代によって大きく増減してきましたが、2000(H12)年度頃からは10～20億円で推移し、2015(H27)年度末には22億円となっています。

また、2016(H28)年度には下水道事業基金を創設しました。今後の下水道施設の維持管理や更新を計画的に実施するために、必要な財源を確保していく予定です。

【図表2-3-17 基金の推移】



〈資料 市町村地方財政状況調査〉

第2章 小平市を取り巻く状況

(4) 地方債等の推移

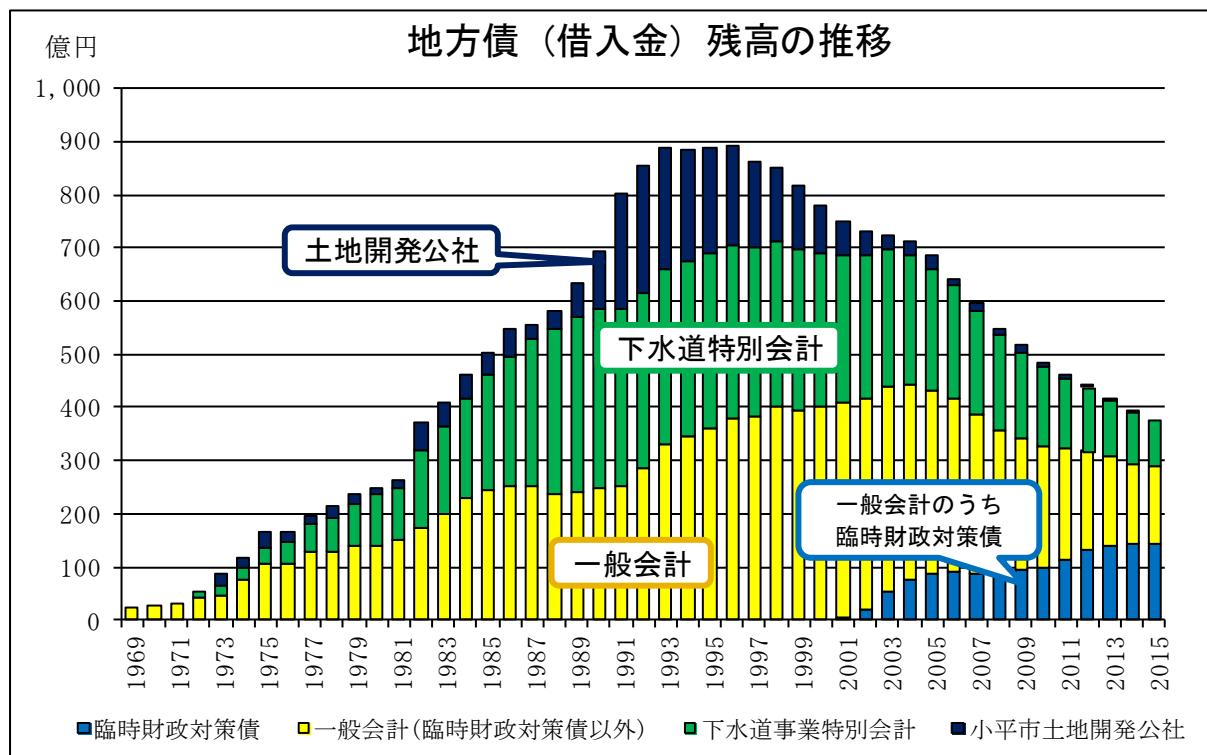
小平市の借金に当たる地方債（借入金）残高の総額は、公共施設やインフラ施設の形成に伴い、増加の一途をたどり、1996(H8)年度には891億円にまで膨らみました。その後は、借入の抑制などによって、2015(H27)年度には376億円となっています。

内訳として、一般会計は総額の動向と異なり、2004(H16)年度の441億円がピークで、その後償還する元金分の金額を下回る借入額とするように借入抑制に努めたため減少しています。2001(H13)年度以降は、借入金によって資産を形成しない、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債が増加している状況となっています。

下水道会計は、1990(H2)年度に市内全域の公共下水道整備が完了し、大規模工事が一段落したため、地方債残高は同年度の339億円をピークに減少し、2015(H27)年度には86億円となっています。

土地開発公社の債務は、公共事業用地の先行取得に伴う借入により、1992(H4)年度には243億円となりましたが、その後「小平市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」(2001(H13)年度)を策定するなど、債務の減少に努め、2015(H27)年度には残高は0円となりました。

【図表2-3-18 地方債（借入金）の推移】



〈資料 市町村地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査（法非適用）、小平市土地開発公社決算資料〉

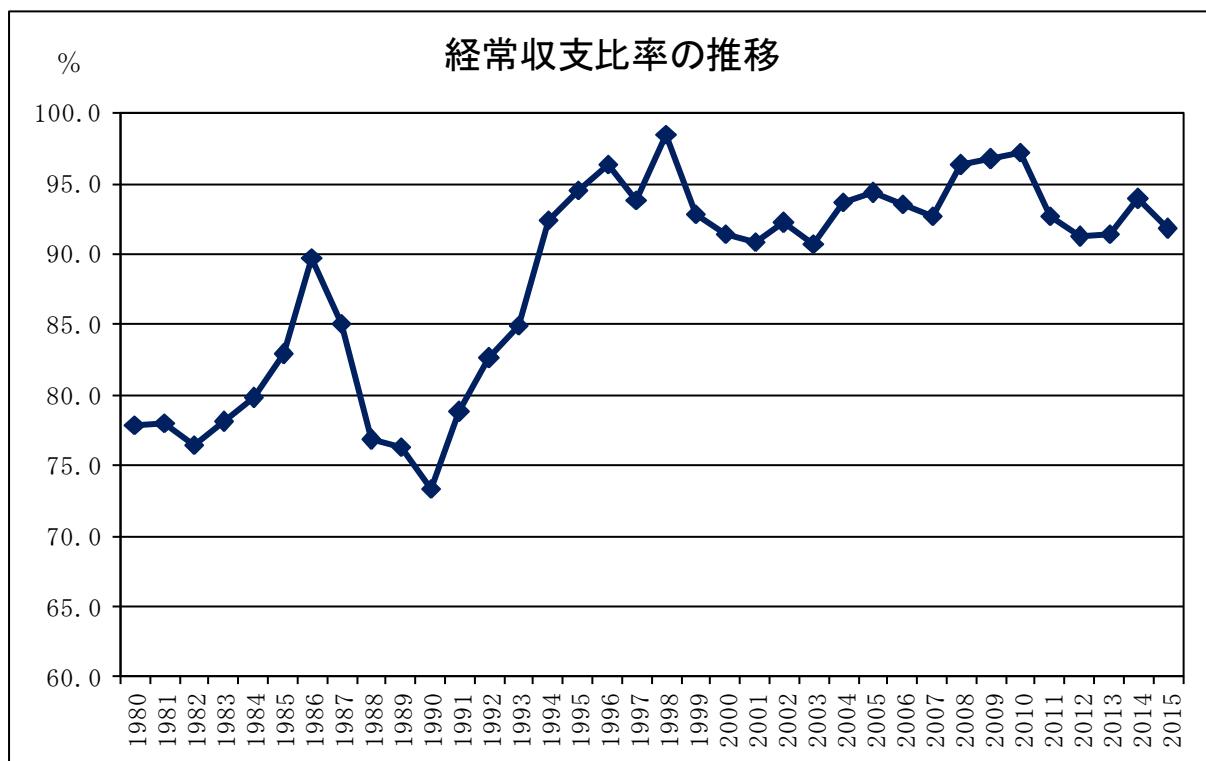
(5) 経常収支比率

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源（「経常経費充当一般財源」といいます。）が、市税などのように毎年度経常的に収入される一般財源（「経常一般財源」といいます。）に対する割合をみることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。家計に例えると、給料などの定期的に入ってくるお金に対して、家賃、食費、光熱水費、借金の返済などのあらかじめ使い道が決まっているお金の割合がどの程度なのかを示したものです。

毎年定期的に入ってくるお金が多く、毎年使い道が決まっているお金が少なければ、自由に使えるお金が多くなります。つまり、経常収支比率の数値が低いほど、新しい事業や公共施設等の整備などにお金を振り分けることができます。

1994(H6)年度以降は90%を超え、財政の硬直化が続き、厳しい財政状況であり、新たな公共施設等の整備などに活用できる財源は少なくなっています。

【図表2-3-19 経常収支比率の推移】



〈資料 市町村地方財政状況調査〉

第3章 公共施設等の現状と課題

3-1 公共施設

(1) 公共施設の分類等

公共施設には、以下のように市民の利用する図書館やスポーツ施設、行政サービスを提供する市庁舎などがあります。

【図表3-1-1 公共施設の分類等】

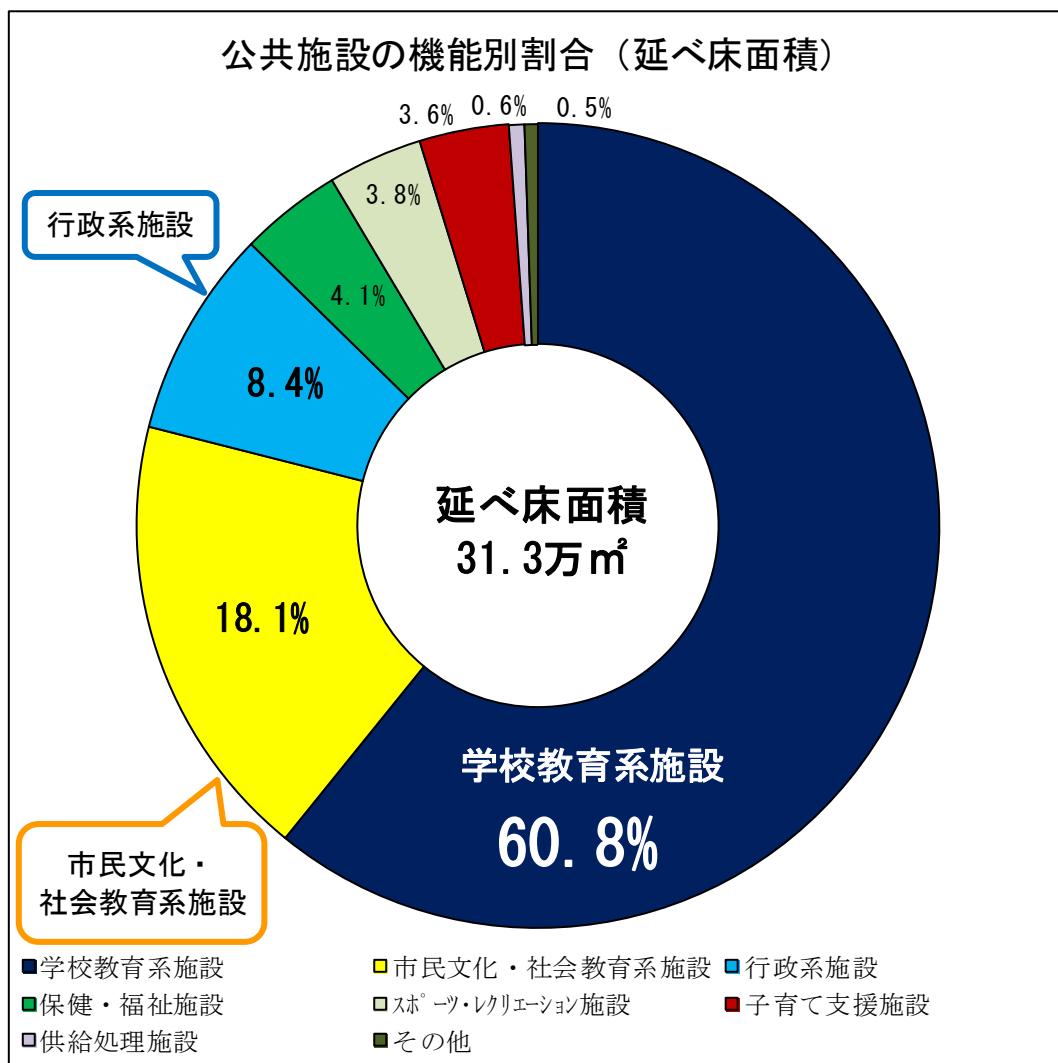
区分	分類	具体的な施設名
行政系施設	庁舎等	市庁舎、健康福祉事務センター等
	消防施設	消防団分団詰所等
	その他行政系施設	清掃事務所、建設事業所
供給処理施設	供給処理施設	リサイクルセンター、リプレコだいら
市民文化・社会教育系施設	地域コミュニティ施設	地域センター、公民館、元気村おがわ東等
	文化施設	市民文化会館（ルネこだいら）
	図書館	図書館
	博物館等	小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、テニスコート、グラウンド、プール等
	レクリエーション施設・観光施設	きつねっぱら公園子どもキャンプ場
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	その他教育施設	学校給食センター等
子育て支援施設	幼児教育・保育施設	保育園
	幼児・児童施設	児童館、学童クラブ等
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者館、高齢者交流室等
	障害者福祉施設	障害者福祉センター（たいよう福祉センター）、あおぞら福祉センター
	保健施設	健康センター
	その他社会福祉施設	福祉会館
その他	その他	自転車駐車場、被災者一時生活センター

(2) 公共施設の延べ床面積

公共施設の延べ床面積は、2015(H27)年度末現在、31万3千m²となってています。

また、その内訳では、小・中学校の校舎・体育館などの「学校教育系施設」が全体の60.8%を占めています。続いて「市民文化・社会教育系施設」が18.1%、「行政系施設」が8.4%となっています。

【図表3-1-2 公共施設の延べ床面積の区別割合】



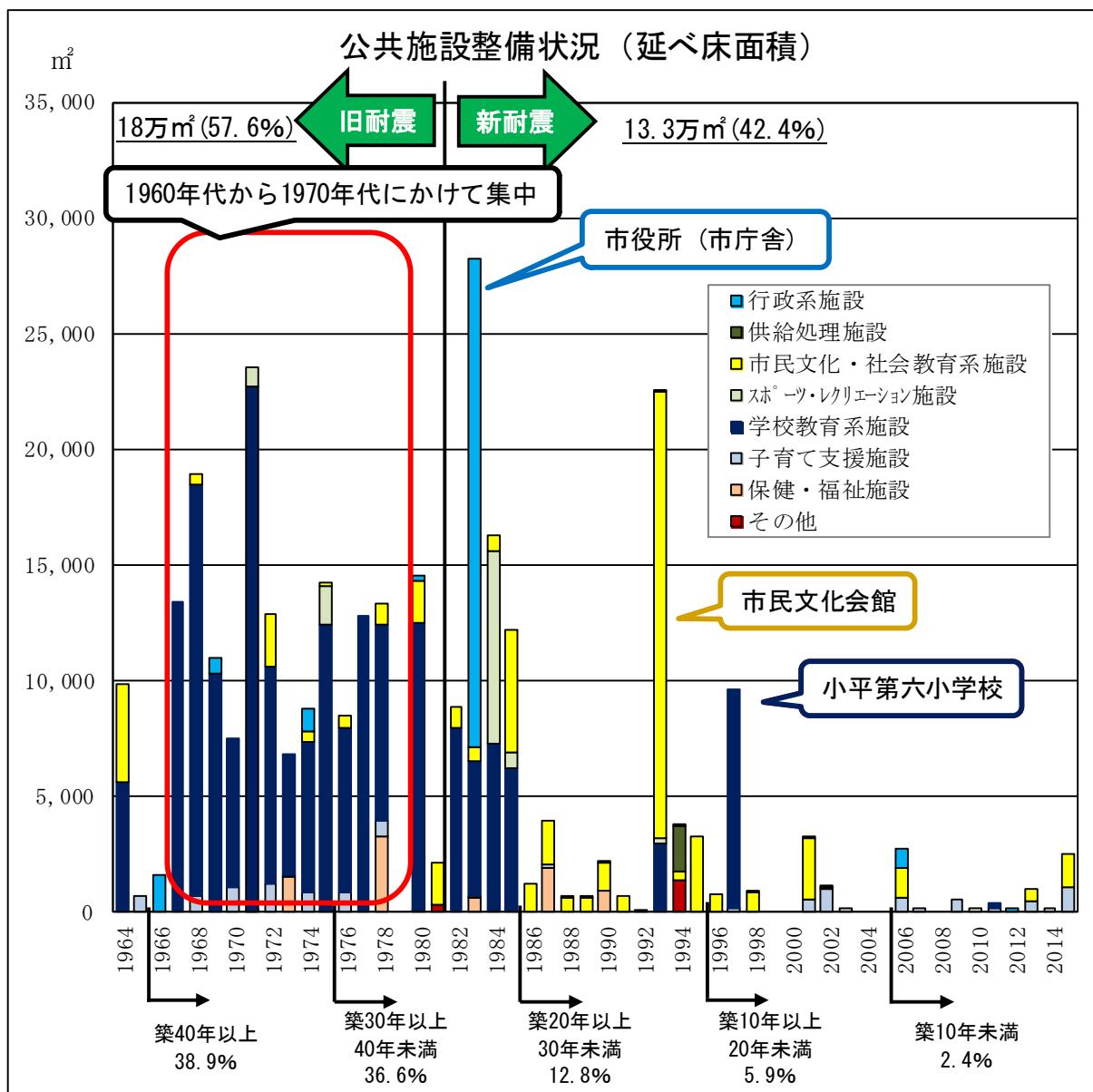
〈資料 小平市公共施設白書（2015(H27)年度末に時点更新）〉

第3章 公共施設等の現状と課題

(3) 公共施設の整備状況

小平市の公共施設は、急激に人口が増加した1960年代から1970年代にかけて、学校教育系施設を中心に集中して整備し、1980年代以降も市役所（市庁舎）や市民文化会館（ルネコだいら）など大規模な施設を整備してきました。2000年代からは、大きな公共施設の整備は行われていません。

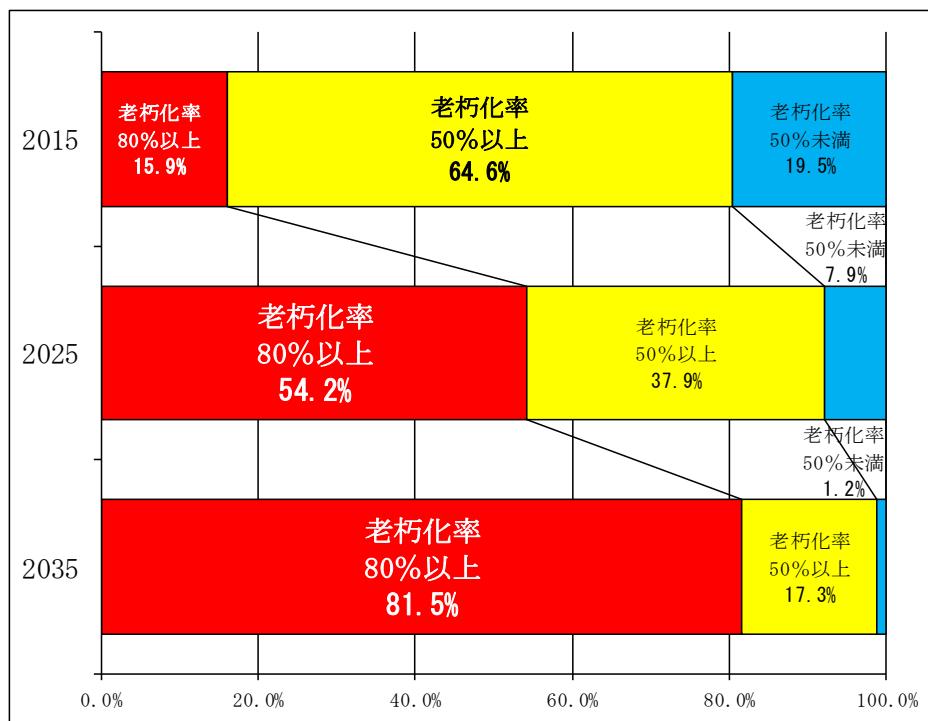
【図表3-1-3 公共施設の整備状況】



＜資料 小平市公共施設白書（2015(H27)年度末に時点更新）＞

1960年代から1970年代にかけて、集中して公共施設を整備してきたことを背景に、公共施設の老朽化が進んでいます。目標耐用年数に対する経過年数の割合である老朽化率は、2015(H27)年度末現在、老朽化率50%以上が全体の約80.5%を占めており、20年後には老朽化率80%以上の割合が80%を超え、多くの建物が更新時期を迎えます。

【図表3-1-4 公共施設の老朽化率の推計】



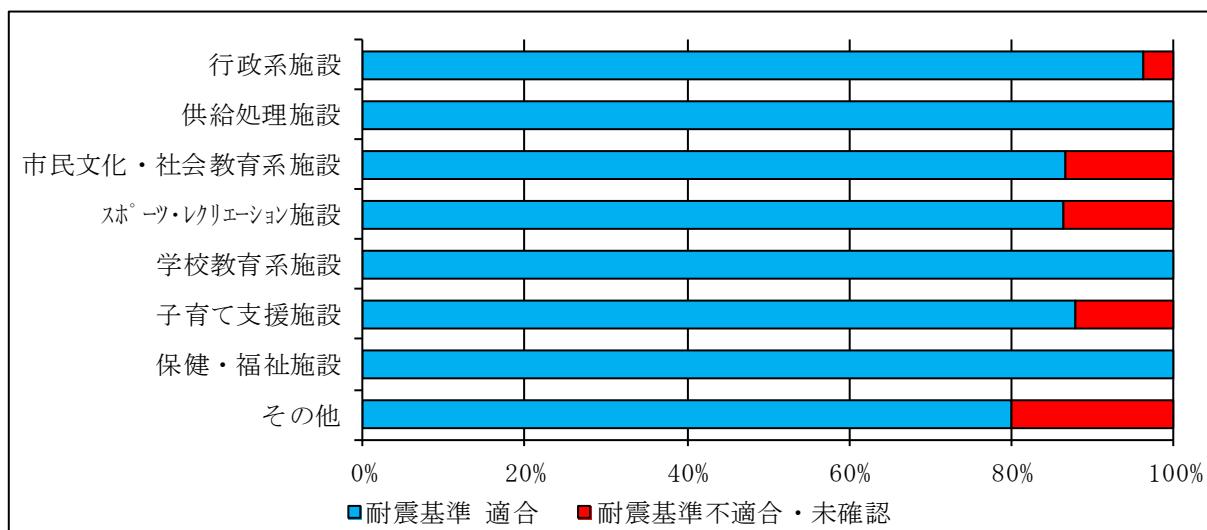
<資料 小平市公共施設白書（2015(H27)年度末に時点更新）>

(4) 公共施設の耐震化の状況

1981(S56)年以前の旧耐震基準による施設は、延べ床面積ベースで57.6%、1982(S57)年以降の新耐震基準による施設は42.4%です。

旧耐震基準による施設は、多くの施設で耐震補強工事を実施し、2015(H27)年度末現在、延べ床面積全体の96.0%が現行の耐震基準に適合しています。

【図表3-1-5 公共施設の耐震化の状況】



<資料 小平市公共施設データ集（2015(H27)年度末に時点更新）>

3-2 道路

(1) 市道等

小平市内の市道は、実延長は231kmあり、小平市域を一周する小平グリーンロード11周分となります。その内訳は生活道路が多くを占めています。

【図表3-2-1 市道の状況】

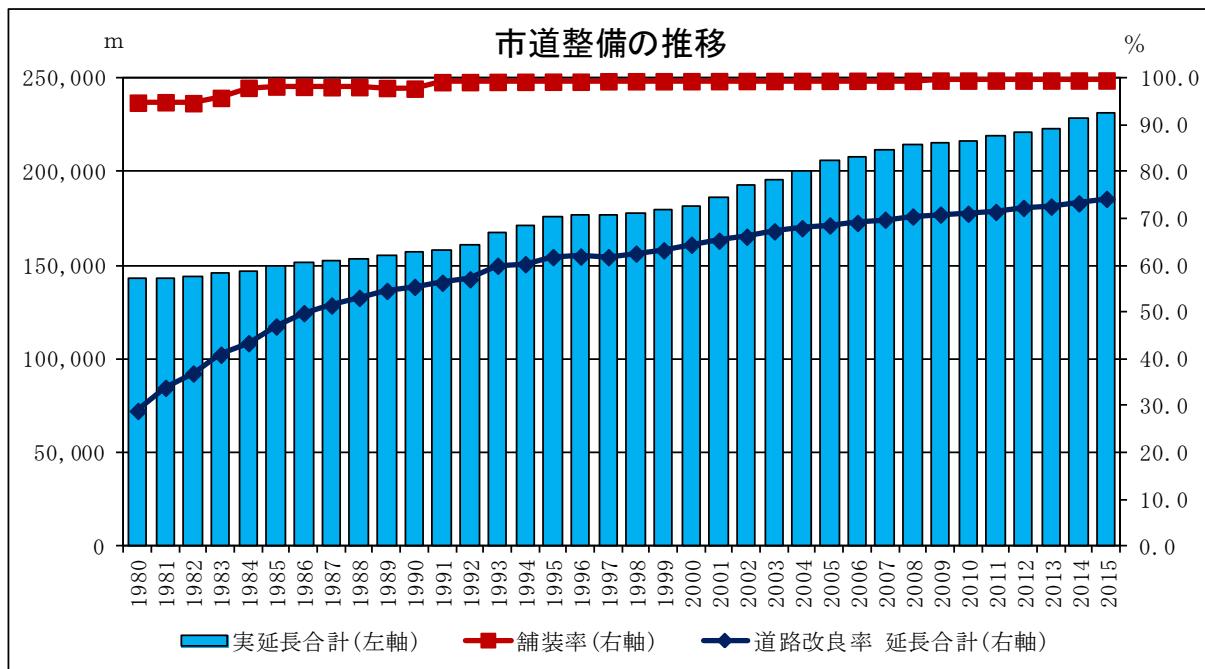
	路線数	実延長合計(m)
主要道路	50	30,475
生活道路	980	200,933
一般道路合計	1,030	231,408

〈資料 道路現況調査 (2016(H28)年4月1日現在)〉

市道の整備は、従来から着実に進めてきており、舗装率はほぼ100%となっています。また、道路改良率も年々改善しており、2015(H27)年では74.2%となっています。

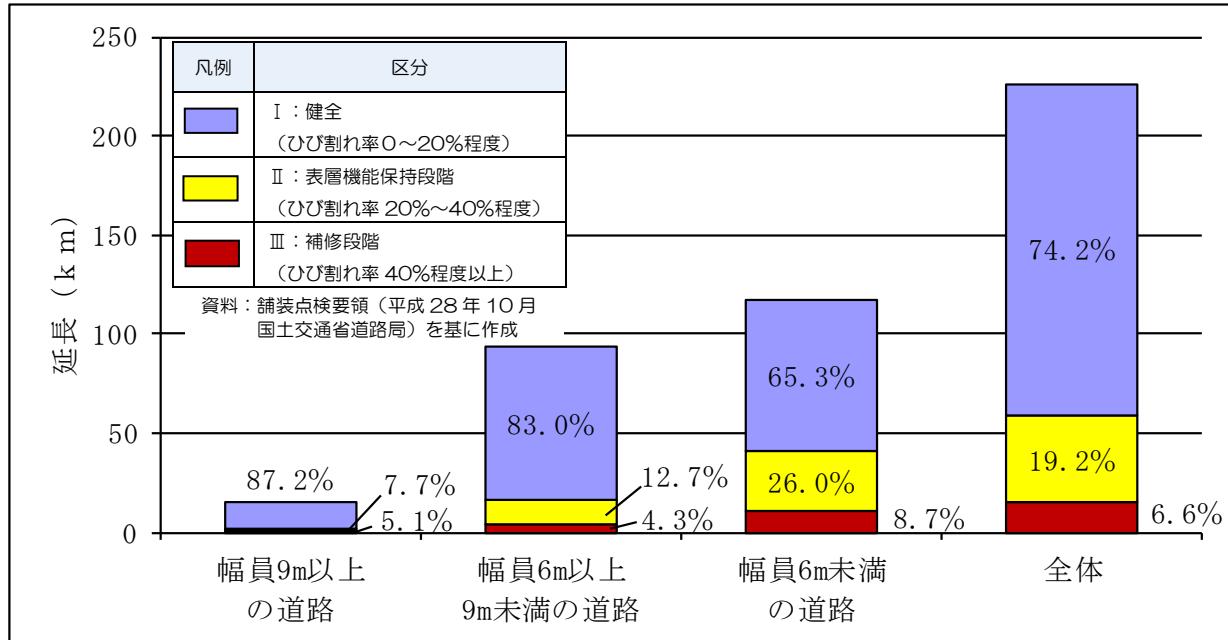
一方で、ひび割れによる舗装の損傷状況（ひび割れ率）は、幅員が6m以上の道路では80%から90%が健全となっていますが、幅員が6m未満の道路では健全である延長は65%にとどまり、幅員が6m未満の道路での劣化が激しくなっています。

【図表3-2-2 市道整備の推移】



〈資料 道路課〉

【図表3-2-3 ひび割れによる舗装の損傷状況（ひび割れ率）】



<資料 小平市道路舗装維持管理基本方針より一部加工（2015(H27)年3月現在）>

このほか、市では認定外道路及び里道を管理しており、その維持管理も行っています。さらに、東京都が維持管理を行っている都道もあり、市道との接続など整合を図りながら整備、維持管理を行う必要があります。

【図表3-2-4 認定外道路等の状況】

	路線数	実延長合計(m)
認定外道路	152	13,180
里道	223	44,030

※市道と重複している延長が一部あります。

<資料 道路課（2016(H28)年4月1日現在）>

(2) 都市計画道路

都市計画道路は、都市計画法に基づき、位置や経路、幅員などが定められた都市の骨格となる道路です。小平市の都市計画道路は、1962(S37)年に都市計画決定され、その後数次にわたる変更を経て現在にいたっています。市内では、東京都が施行者となる路線も含め、24路線、延長46kmが都市計画決定されており、2015(H27)年度末現在、整備率は42.6%となっています。

2016(H28)年度から2025(H37)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線などを定めた「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」(2016(H28)年3月、東京都・特別区・26市・2町)において、小平市内では4路線6区間が優先整備路線に選定されています。今後も、都市計画道路の整備を着実に進め、計画的かつ効率的に道路ネットワークを形成していく必要があります。

【図表3-2-5 都市計画道路の整備状況】

(単位: m)

	路線名	延長	整備済	整備率	概成済	未整備
1	小平3・1・2号 (東京立川線)	3,070	240	7.8	2,830	0
2	小平3・2・8号 (府中所沢線)	3,000	1,580	52.7	0	1,420
3	小平3・3・3号 (新五日市街道線)	8,580	670	7.8	0	7,910
4	小平3・4・4号 (新青梅街道線)	2,700	2,700	100.0	0	0
5	小平3・4・5号 (高井戸小平線)	390	0	0.0	0	390
6	小平3・4・6号 (花小金井学園線)	4,280	0	0.0	2,760	1,520
7	小平3・4・7号 (府中清瀬線)	3,380	3,380	100.0	0	0
8	小平3・4・9号 (田無花小金井線)	400	240	60.0	160	0
9	小平3・4・10号 (小平大和線)	3,590	1,290	35.9	1,020	1,280
10	小平3・4・11号 (小川駅東線)	130	130	100.0	0	0
11	小平3・4・12号 (小川駅西線)	120	70	58.3	0	50
12	小平3・4・13号 (小平八坂線)	80	30	37.5	0	50
13	小平3・4・14号 (東京街道線)	970	140	14.4	830	0
14	小平3・4・15号 (花小金井駅南線)	50	50	100.0	0	0
15	小平3・4・16号 (花小金井駅北線)	430	430	100.0	0	0
16	小平3・4・17号 (小金井久留米線)	3,300	3,300	100.0	0	0
17	小平3・4・18号 (府中小平線)	3,110	2,420	77.8	690	0
18	小平3・4・19号 (小平駅久留米線)	540	0	0.0	0	540
19	小平3・4・20号 (恋ヶ窪小川線)	2,630	0	0.0	0	2,630
20	小平3・4・21号 (小川西町線)	780	780	100.0	0	0
21	小平3・4・22号 (国分寺東村山線)	1,780	430	24.2	0	1,350
22	小平3・4・23号 (国立駅大和線)	1,320	1,320	100.0	0	0
23	小平3・4・24号 (小川橋青梅橋線)	680	160	23.5	520	0
24	小平3・5・1号 (三鷹駅国分寺線)	600	200	33.3	400	0
合 計		45,910	19,560	42.6	9,210	17,140

<資料 都市計画道路担当 (2016(H28)年3月31日現在)>

3-3 橋りょう

市内の橋りょうは、211橋あり、その多くが2m未満の橋で、構造はボックスカルバートやRC橋が多くを占めています。

「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」(2014(H26)年3月)の対象である、主要道路等に架かる橋りょう13橋※は、2014(H26)年時点では建設後50年を経過した高齢化橋りょうはないものの、2024(H36)年には5橋、2044(H56)年には8橋が建設後50年を超えることが見込まれます。

また、その他の橋りょうの多くは、設置時期が不明であるため、定期的な点検により現状を把握し、適切な保全を行う必要があります。

※ 「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」に記載している橋数は12橋ですが、2016(H28)年3月に百石橋が完成したため、これを追加し13橋としています（以下同様）。

【図表3-3-1 小平市の橋りょう】

	2m未満	2m以上 15m未満	15m以上	不明（測定 不能）	合計
P C 橋	0	9	2	0	11
R C 橋	30	24	1	1	56
鋼 橋	1	5	1	0	7
ボックスカルバート	72	4	0	3	79
木 製	0	4	0	0	4
そ の 他	16	1	0	1	18
不 明	13	8	0	15	36
合 計	132	55	4	20	211

〈資料 道路課 (2016(H28)年4月1日現在)〉

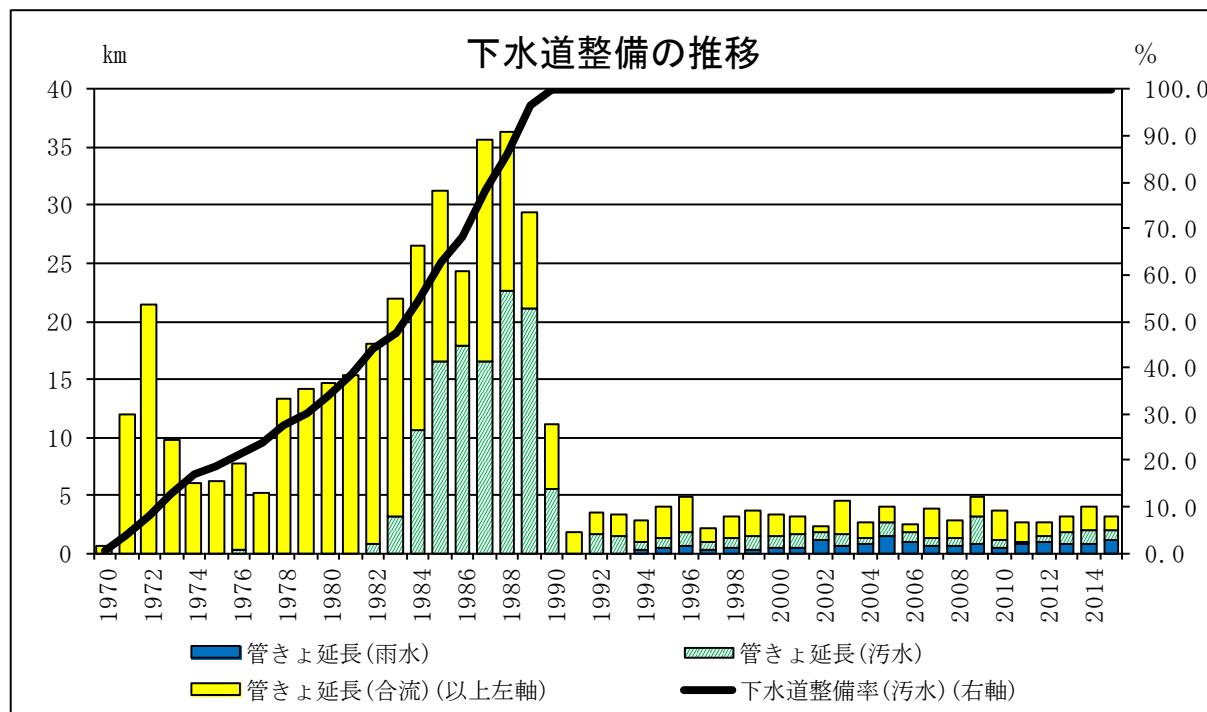
3-4 下水道

小平市内の下水道事業は、1970(S45)年度より整備を開始し、汚水整備については1990(H2)年度に全国で13番目という早さで整備が完了し、100%に達しています。分流地区の雨水整備については、1992(H4)年度より整備を開始し、浸水被害箇所を優先とした整備を進めています。2015(H27)年度末で合流地区、分流地区合わせて518kmの施設ストックを保有しています。

公共下水道施設は、標準耐用年数である50年を間もなく迎えることから、今後、本格的な改築・更新の時期を迎えます。

また、公共下水道施設の整備前に設置された、いわゆる在来管の維持管理などについても検討する必要があります。

【図表3-4-1 小平市の下水道整備の推移】



〈資料 下水道課 (2016(H28)年3月31日現在)〉

3-5 用水路等

小平市の用水路は、1654(承応3)年に玉川兄弟が幕府の命を受けて完成させた玉川上水の分水によるものです。小平の新田開発は、この用水路によってはじめられ、飲料水・農業用水はもとより防火用水にまで広く利用されてきました。

その後、小平の発展とともに、用水路は変貌していくこととなり、1965(S40)年に淀橋浄水場が活動停止され、取水量が日量1,000m³に減量されたために、流水のない用水路が増えはじめ、機能維持が困難な状況になりつつあります。

用水路延長は50kmで、そのうち流水が確認できる用水路は33km、率にして66%となっていきます。

近年は、用水路の活用の一つとして、「水とのふれあい」や「生活にゆとりと潤い」をもたらすため、親水整備を進めています。

用水路の維持管理は、年1回の沼さらいをはじめ、日常の草刈りや用水路の詰まりなど、用水沿いに住む市民の方のご協力をいただいています。

今後は、下流域まで流れる水量の確保に加え、保全、転用、売却といった活用区分の検討、護岸整備、歴史的な土木遺産である胎内掘の保全整備などの課題があります。

また、小平市内には、石神井川の源流である延長1.8kmの河川があります。

【図表3-5-1 小平市の用水路の状況】

	用水路延長 (km)	境界確定延長 (km)	用水路幅員 (代表幅員)(m)	親水整備・ 緑道延長(m)
小川用水	17.1	15.5	3.6	2,103
新堀用水	6.1	2.6	3.6	284
鈴木用水	6.7	5.8	3.6	352
田無用水	3.6	2.8	5.4	310
大沼田用水	3.6	3.5	3.6	165
野中用水	3.6	3.6	3.6	56
砂川用水	3.5	3.5	1.8~3.6	667
野火止用水	4.5	1.5	7.2	2,005
関野用水	0.9	0.9	3.9~4.5	0
合 計	49.6	39.7		5,942

〈資料 水と緑と公園課 (2016(H28)年4月1日現在)〉

【図表3-5-2 小平市の河川の状況】

	河川延長(km)	河川幅員(m)
石神井川 (普通河川)	1.8	5.7~10.0

〈資料 下水道課 (2016(H28)年4月1日現在)〉

3-6 公園

小平市内には、304か所の都市公園があり、面積は0.35km²で小平市域全体(20.51km²)の1.7%となっています。また、2014(H26)年度における人口一人当たりの公園面積は1.86m²となっています。その内訳は、「街区公園」が多くを占めており、小さな公園が数多くあるという特徴があります。

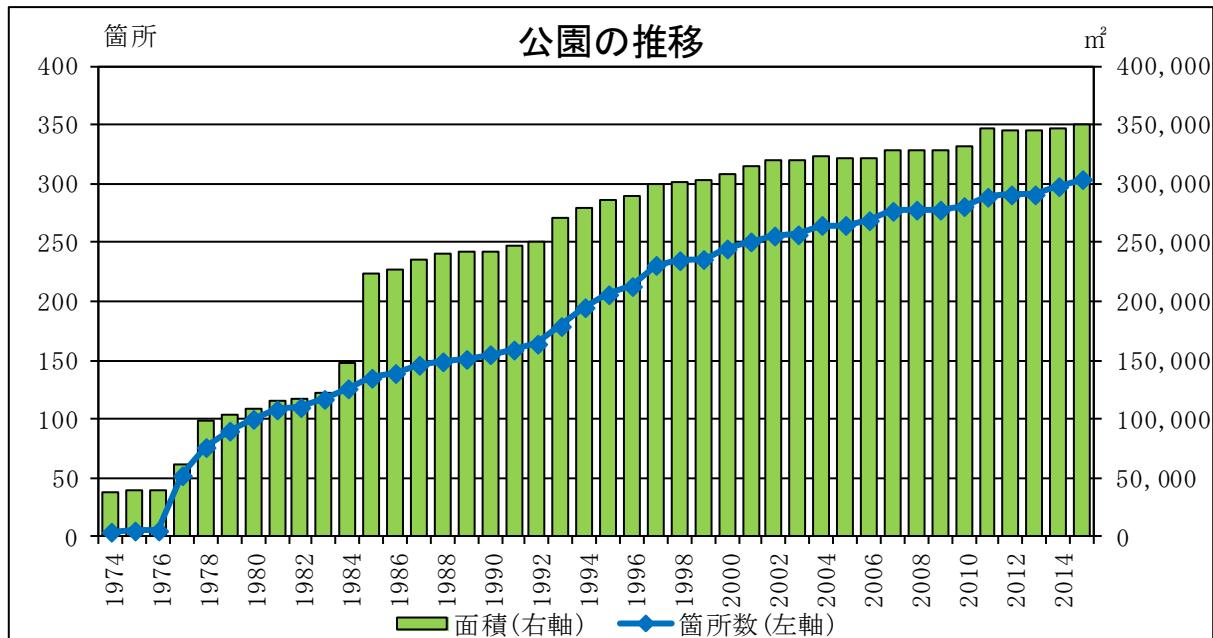
【図表3-6-1 小平市の公園の状況】

	都市計画公園		条例公園		合 計	
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)
街区公園	23	58,693	272	169,211	295	227,904
近隣公園	6	54,020			6	54,020
運動公園	1	66,327			1	66,327
特殊公園	1	377			1	377
緑 地	1	2,654			1	2,654
合 計	32	182,071	272	169,211	304	351,282

〈資料 水と緑と公園課 (2016(H28)年4月1日現在)〉

また、公園の数は、住宅地の開発などに伴い、民間事業者が造成するいわゆる提供公園などにより一貫して増加傾向にあり、市民の憩いの場が増加する一方で維持管理に関する費用も増加しています。

【図表3-6-2 小平市の公園数等の推移】



※2003(H15)年度、2004(H16)年度は市町村公共施設状況調査における該当調査項目がないため、水と緑と公園課資料

〈資料 市町村公共施設状況調査、水と緑と公園課〉

3-7 土地

(1) 小平市が活用している土地

小平市が公共施設、公園、道路等として活用している土地は、269万7千m²で、市域全体の13.1%となります（面積が不明である認定外道路・里道・用水路に関する用地、行政財産使用許可により活用している用地は含まない。）。

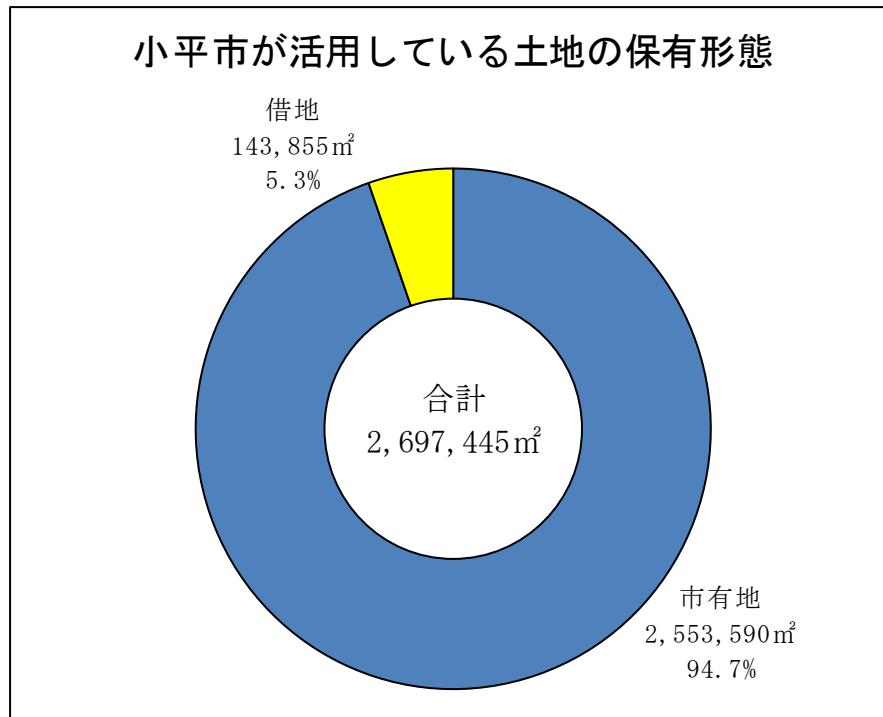
そのうち、市が所有している土地が255万2千m²で、94.7%を占めています。

また、国や東京都、個人などさまざまな地権者の協力によって公共サービスを提供している借地が14万4千m²あります。借地料は有償の場所と無償の場所があり、有償の借地は3万9千m²で、借地料は2015(H27)年度決算では1億6千万円となっています。

借地による事業実施の影響としては、借地料の他に、突発的な返還や買い取り要求の可能性による事業実施の継続性へのリスクがあります。また購入が必要となった場合には当初想定していない費用が生じ財政を圧迫する可能性もあります。

なお、小平市は、市域全体が市街化区域であり、市街化調整区域はないため、市が活用している土地についてもすべて用途地域が決まっています。

【図表3-7-1 小平市が活用している土地の保有形態】



〈資料 平成27年度小平市一般会計歳入歳出決算書、
平成28年度予算特別委員会参考資料集、道路現況調書〉

【図表3-7-2 主な有償借地】

用途	面積 (m ²)	2015 (H27) 年度 決算額 (円)
市民文化会館	13,626.70	19,867,728
自転車駐車場 (15か所)	12,156.40	55,616,580
大沼グラウンド等	5,450.12	22,430,628
市民広場 (2か所)	3,536.26	15,278,772
東部市民センター	2,203.73	23,053,434

※大沼グラウンドには駐車場部分を含む。

〈資料 平成28年度予算特別委員会参考資料集〉

【図表3-7-3 主な無償借地】

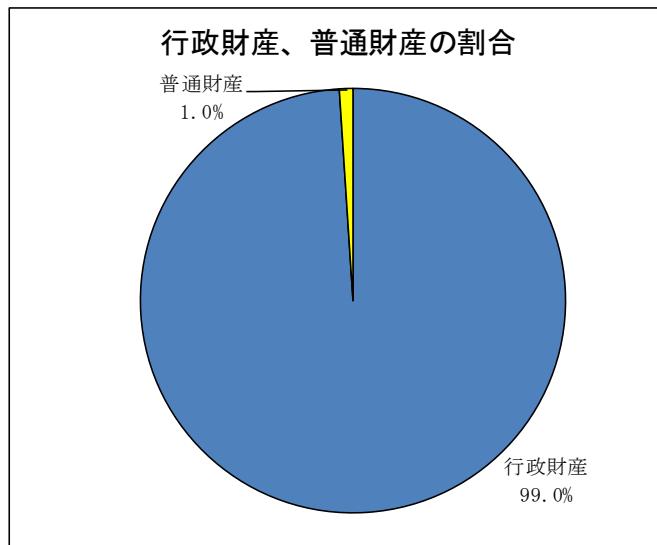
用途	面積 (m ²)
保存樹林地 (17か所)	45,711.00
公園用地 (5か所)	28,161.42
市民菜園 (3か所)	11,878.20
保存竹林 (13か所)	7,378.00
保育園用地 (2か所)	3,609.61

〈資料 平成28年度予算特別委員会参考資料集〉

(2) 財産区分・用途別割合等

借地を除き、小平市が保有する土地における行政財産と普通財産の割合は以下のとおりです。行政財産が99.0%を占め、ほぼすべてを公用または公共用として直接使用している状況であり、未利用地がなく土地を有効活用していることがわかります。

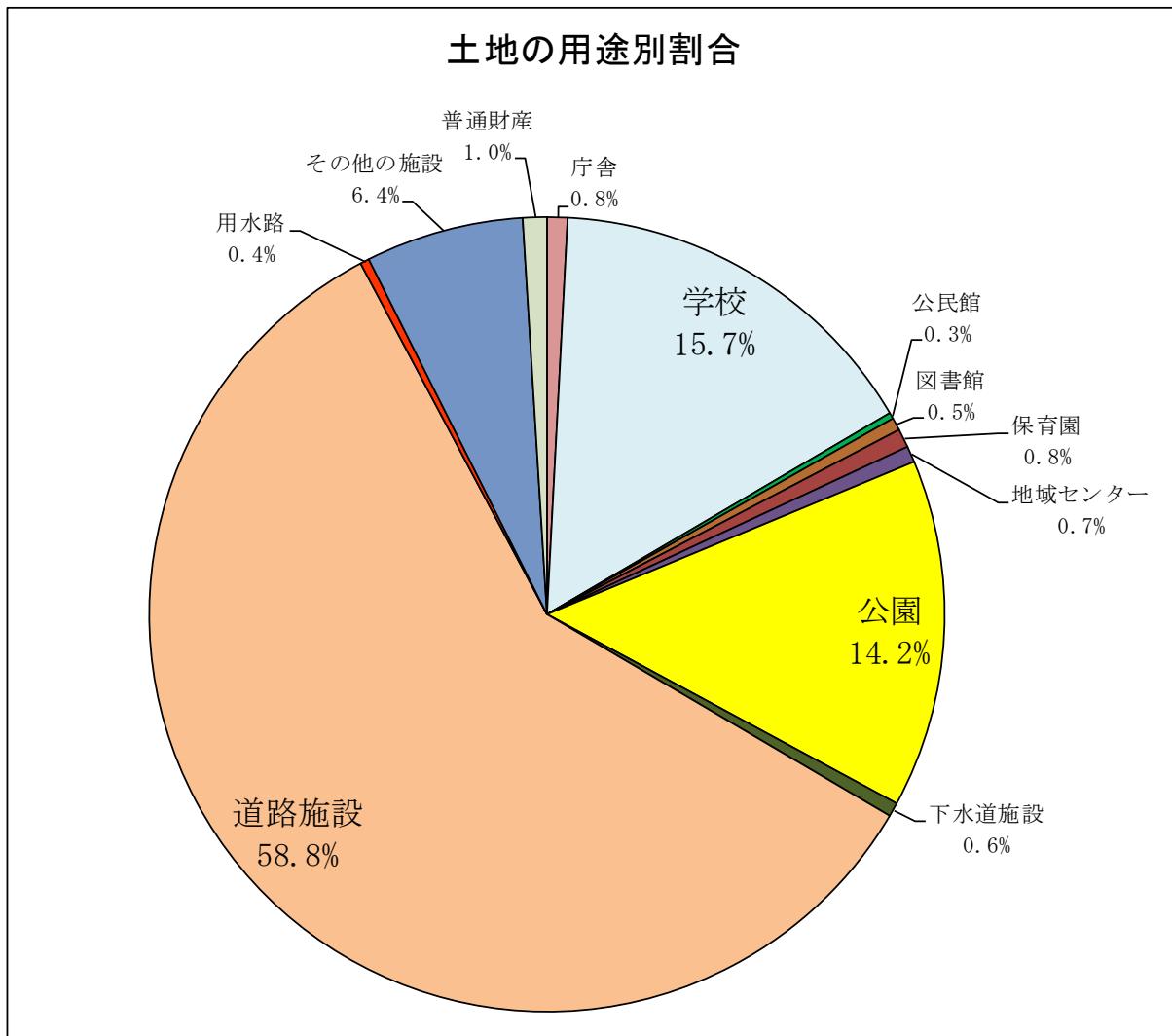
【図表3-7-4 土地の財産区分割合】



〈資料 平成27年度小平市一般会計歳入歳出決算書、道路現況調書〉

小平市が活用する土地を用途別の面積割合でみてみると、「道路施設」が58.8%で一番割合が多く、「学校」が15.7%、「公園」が14.2%として続きます。

【図表3-7-5 土地の用途別割合】



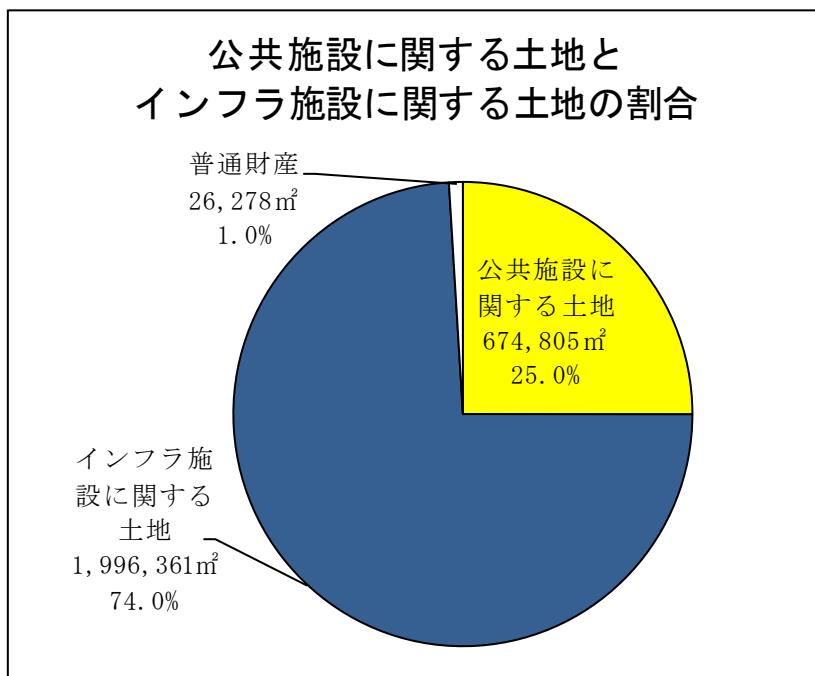
〈資料 平成27年度小平市一般会計歳入歳出決算書、道路現況調書〉

第3章 公共施設等の現状と課題

この用途別の面積割合を、インフラ施設に関する土地と公共施設に関する土地で分けると、74.0%がインフラ施設に関する土地で、多くがインフラ施設を目的として使用していることがわかります。

インフラ施設は、道路や下水道など、日常生活や経済活動に直結する重要な基盤施設であることから、規模を縮減していくことは困難です。今後、67万5千m²の公共施設に関する土地について、公共施設マネジメントの視点から、どのように活用していくかを検討していく必要があります。

【図表3-7-6 土地の用途別割合】



〈資料 平成27年度小平市一般会計歳入歳出決算書、道路現況調書〉

(3) 未利用地

小平市には、未利用の土地はほとんどなく、未利用地と捉えることができる売却可能資産は、「平成26年度小平市の財務書類」(2016(H28)年3月)において505m²で、廃道敷や廃滅水路などの変形地や狭い土地が主となっています。これは、前述のとおり、保有している土地を有効に活用しているといえますが、今後、公共施設の更新に伴う事業用地や仮設施設を建設する代替地についても考慮する必要があります。

また、現在の公共施設が建てられている土地で、建ぺい率、容積率に余裕のある場所もあります。今後、施設の更新などを機に、周辺環境やまちづくりの観点なども踏まえたうえで土地の有効活用について検討する必要があります。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

4-1 公共施設等に共通の基本的な考え方

今後、公共施設等の老朽化は急速に進行し、多くの公共施設等で大規模改修や更新等の時期を迎えるとともに、耐震対策なども必要となっています。

一方で、人口減少や少子高齢化が進むことが想定され、今後の厳しい財政状況を踏まえると、これまでの人口増加を前提とした仕組みや従来の考え方だけでは、すべてに対応することが困難となります。

したがって、以下の基本的な考え方をもって、公共施設等の総合的で計画的な管理を進めます。

(1) 個別施設計画に沿った推進

公共施設は、機能の統合や複合化などにより、総量を縮減することが可能なため、「小平市公共施設マネジメント基本方針」(2015(H27)年12月)、「小平市公共施設マネジメント推進計画」(2017(H29)年3月)に沿って、取組を進めていきます。

インフラ施設は、日常生活や経済活動に直結する重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、各個別施設計画に基づき、計画的な点検・修繕・更新等を行っていきます。

なお、これらの取組を進める際には、関連する個別施設の状況を確認し必要に応じて府内横断的に連携するとともに、常に整備から廃止・更新までのライフサイクル全体を通じたコスト縮減を考慮して推進します。

(2) 民間活力を活用した推進

公共施設等の維持管理、更新等を持続的に行うためには、行政による対応のみでは限界があることを踏まえ、民間の資金やノウハウ、創意工夫を最大限に活用して、コストの縮減、サービス水準の向上といった新たな価値の創出が必要です。

そのため、民間等によるサービス提供が期待できる分野においては、その提供主体を民間等へ移行することを検討するとともに、指定管理者制度やPFI手法などのPPP（公民連携）について積極的に検討します。

指定管理者制度を導入している施設については、その効果の検証を行い、今後の方向性を検討します。

また、より効果的なサービス提供のあり方や事業手法など、民間からの提案を受け入れる仕組みの構築を研究します。

(3) 広域的な連携の視点

交通手段や情報通信技術の進展により、日常生活圏は単一自治体の行政区域を越えて、すでに広域的な広がりをみせており、複数の自治体による広域的な施設やサービスの利用が、効果的・効率的で市民生活の利便性の向上につながることもあります。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

小平市は、図書館・体育館などの公共施設において多摩北部都市広域行政圏（小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市）及び国分寺市と、市民が相互利用できるよう連携しています。

また、国や東京都の土地を借用して公共施設等を整備しているところもあります。

今後とも近隣自治体や国・東京都との連携を継続するとともに、インフラ施設を含め、さらなる効果的・効率的で広域的な連携の可能性を検討します。

(4) 防災・福祉・環境の視点

大規模災害の発生時には、学校などの公共施設は地域の避難所等として、道路や下水道などは救援や災害復旧等における基盤施設として、重要な役割を担うことになります。災害発生時に市民の安全・安心を確保するため、公共施設等の維持管理・更新等における視点の一つとして、平常時と異なる非常時の機能などを考慮します。

また、小平市福祉のまちづくり条例におけるユニバーサルデザインの理念に基づき、福祉の視点を考慮した公共施設等の維持管理・更新等を行います。

さらに、「小平市地域エネルギービジョン」(2009(H21)年2月)に基づき、より一層の省エネルギーの推進、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組み、公共施設等の維持管理・更新等における視点の一つとして、低炭素社会づくりに向けた環境への配慮を考慮します。

(5) 市が活用している土地に関する考え方

今後も厳しい財政状況が続き、公共施設の更新等が迫る見通しの中で、土地を資産として捉え、積極的な活用を行うことが重要となります。

市有地のうち、未利用地や公共施設の適正配置に伴い発生する土地は、当初の取得や利用の経緯、周辺の土地利用状況など、地域の特性や将来の利用可能性など中長期的な視点及び保持・活用のための経費なども考慮し、活用方法を検討します。さらなる公共施設の適正配置のための建替え用地などとして活用する場合は、サービス提供の中止を防ぐとともに仮設費用の縮減を図ることができます。市による利用の可能性が低い土地は、面積、形状、周辺の土地利用状況などを考慮し、売却または有償による貸付などを進め、歳入の確保を図ります。その場合、定期借地権の設定、民間事業者による提案など、民間の活力を活用する公民連携を積極的に検討するとともに、公共的な価値を生み出す方法についても検討し、効果的な活用を図ります。

有償の借地については、サービス提供の必要性や費用対効果を見極め、調整を行ったうえで借地契約の解消も検討します。

また、市有地の売却により得られた収入は、公共施設等の整備、運用の財源に充当するほか、公共施設整備基金に積み立てるなど、将来的な需要に対応するための備えとします。

さらに、市有地の賃貸により得られた収入、借地の解消により不要となった借地料相当額についても、公共施設等の整備、運用に関する財源としての活用を検討します。

4－2 公共施設

(1) 点検・診断等の実施方針

技術系職員等による法定点検、及び施設管理者等が行う自主点検を年1回行うとともに、施設管理者に向けた研修会を開催します。

自主点検は、「施設の適正な計画修繕のあり方」(2010(H22)年3月)における点検マニュアルに基づいて施設管理者が実施し、この結果修繕が必要と認められた箇所について技術系職員が点検もしくは施設管理者へのヒアリングを実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・更新等については、「小平市公共施設マネジメント推進計画」(2017(H29)年3月)に基づき、財政状況等を勘案の上実施します。

修繕については、「施設の適正な計画修繕のあり方」(2010(H22)年3月)に基づき、点検結果から導かれた情報について総合的に劣化度判定を行い、優先順位を定め、財政状況を勘案して、コストの縮減及び平準化を図りながら施設の維持管理を行います。

(3) 安全確保の実施方針

点検や診断の結果、老朽化等により危険性が認められた建築物については、使用を避けるなど、速やかに必要な措置を講じたうえで、工事の施工もしくは取壊し等の方針を定め、利用者や敷地周辺の安全を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

1981(S56)年以前の旧耐震基準による建築物は耐震診断を実施し、学校をはじめ多くの施設は耐震化を進めてきましたが、診断や耐震化が未実施の施設が若干あります。

建築物の使用状況などに応じて、引き続き耐震診断を実施し、その結果基準値に満たないものについては、耐震補強工事等の対応を行います。

また、災害時の避難所としての安全性を高めるために、学校等の非構造部材の耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

「施設の適正な計画修繕のあり方」(2010(H22)年3月)に基づき、施設ごとに作成している保全計画の該当箇所を技術系職員が点検し、建築物の劣化状況等を把握とともに、施設間での目標整備水準を定めて、財政状況に応じた修繕等を実施します。

また、維持保全はもとより、時代によって変化する性能要求に対応し、建築物の当初の機能、性能を向上させる改良保全も可能な限り実施します。

(6) 統合や廃止の推進方針

人口や財政状況、社会情勢等の変化による今後の行政需要を踏まえながら、持続可能な施設総量とする必要があります。選択と集中により公共施設の規模、施設数を見直し、延べ床面積を縮減する中で、必要に応じて統合や廃止を行います。

(7) 数値目標

「小平市公共施設マネジメント基本方針」（2015(H27)年12月）で定めたとおり、2062(H74)年度までに公共施設の延べ床面積を20%以上縮減します。また、「小平市公共施設マネジメント推進計画」（2017(H29)年3月）においては、計画期間である2017(H29)年度から2026(H38)年度までの10年間で、公共施設の延べ床面積の増減率を±0%としています。

4-3 道路

(1) 点検・診断等の実施方針

「小平市道路舗装維持管理基本方針」（2017(H29)年3月）に基づき、定期点検と日常点検に分けて実施します。主要道路の定期点検は原則5年ごとに実施し、機械調査（路面性状調査）により行います。生活道路の定期点検は原則5年ごとに、職員の目視により行います。また、日常点検は、随時、職員及び外部委託の道路パトロールにより行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「小平市道路舗装維持管理基本方針」（2017(H29)年3月）に基づき、主要道路については、予防保全型管理を行い、維持補修の管理目標としてひび割れ率40%程度とし、舗装の損傷度等による評価を行い、補修の優先順位を決定します。生活道路については、対症療法型管理を行い、ひび割れのほか、住民からの情報等を参考にした総合的な判断により、原則として路面状況の悪い路線から修繕を実施します。主要道路の更新（全断面打換え）については、概ね3回目の補修時期に行います。

また、都市計画道路については、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、整備を着実に進め、計画的かつ効率的に道路ネットワークを形成していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検結果に基づき、適切な時期に補修、更新（全断面打換え）を実施することにより、安全性の確保を行います。

(4) 長寿命化の実施方針

主要道路については、予防保全型管理を取り入れることにより、長寿命化を図ります。

(5) 統合や廃止の推進方針

道路は、日常生活や経済活動に直結する重要な基盤施設であることから、開発に伴う里道の廃止などを除き、統合や廃止の考えはありません。

(6) 数値目標

予防保全型として管理する主要道路について、ひび割れ率40%程度を目標とします。

4-4 橋りょう

(1) 点検・診断等の実施方針

「小平市橋りょう点検要領」（2014(H26)年3月）に基づき、定期点検と簡易点検に分けて実施します。定期点検は、道路橋（橋長2.0m以上の橋りょう）に対して5年ごとに実施し、そのうち予防保全型管理の橋りょうを業者委託により、対症療法型管理の橋りょうを職員により実施します。また、簡易点検は、隨時、職員及び外部委託の道路パトロールにより行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型管理の橋りょうは、「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」（2014(H26)年3月）に基づき修繕を実施します。更新（架替え）の時期は、予防保全型管理の橋りょうについては設置から100年、対症療法型管理の橋りょうについては60年を目安として設定しています。

(3) 安全確保の実施方針

点検結果に基づき、適切な時期に修繕や更新（架替え）を実施することにより、安全性を確保していきます。

(4) 耐震化の実施方針

定期点検や日常点検の結果を踏まえ、必要に応じて耐震補強を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」（2014(H26)年3月）に基づき、予防保全型管理の13橋について長寿命化を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

橋りょうは、日常生活や経済活動に直結する重要な基盤施設であることから、統合や廃止の考えはありません。

4-5 下水道

(1) 点検・診断等の実施方針

「小平市下水道長寿命化基本構想」（2014(H26)年3月）に基づき、以下の実施方針を定めています。

- ①共通施設：施設全体について、4年で1サイクルの巡視を実施します。
- ②点的施設：定期清掃（油脂清掃）路線やマンホールポンプは、年1回の点検を実施します。
- ③線的施設：重要な路線は、10年で1サイクルの調査を実施します。
- ④面的施設：重要な路線以外は、30年で1サイクルの調査を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「小平市下水道長寿命化基本構想」（2014(H26)年3月）に基づき、調査の結果により改築及び修繕が必要な施設を発見した場合は、工事計画を立案し、更新工事等を実施します。

また、異常が発見された場合については、修繕により緊急的な対応を図ります。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(3) 安全確保の実施方針

「小平市下水道長寿命化基本構想」(2014(H26)年3月)に基づき、下水道施設の計画的維持管理を行うことにより、道路陥没事故等のリスク低減を図り、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止します。

(4) 耐震化の実施方針

避難所、医療拠点及び防災拠点に接続する下水道の耐震化対象路線約10kmについては、耐震性を確保しました。

対象路線以外の耐震化については、今後実施する下水道長寿命化対策の中で実施する予定です。

(5) 長寿命化の実施方針

「小平市下水道長寿命化基本構想」(2014(H26)年3月)に基づき、下水管の調査を実施し、その結果により老朽化している区間について、改築または修繕を行い、耐用年数の延伸を行います。

(6) 統合や廃止の推進方針

下水道は、日常生活に直結する重要な基盤施設であることから、統合や廃止の考えはありません。

(7) 数値目標

「小平市下水道プラン（後期計画）」(2016(H28)年3月)に基づき、2016(H28)年度から2020(H32)年度までの5年間で、延長105kmの長寿命化対策にかかる点検、調査を行うとともに、鈴木処理分区における長寿命化対策達成率を100%にします。

4－6 用水路等

(1) 点検・診断等の実施方針

職員による現場パトロールの際に護岸・流水の確認や樹木の点検を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

流水の管理（スクリーン清掃、詰まり解消、浚渫）や樹木の剪定・伐採、草刈りを行い、適切な維持管理に努めます。

また、点検結果に基づき、適宜、護岸の修繕（安全鋼板）などを行います。

(3) 安全確保の実施方針

樹木の点検結果に基づき、巨木や枯木の伐採を行います。

また、用水路を横断する橋では、高さ1.1m程度の転落防止柵を設置するとともに、用水路沿いの開発事業では転落防止柵の設置を指導することで安全を確保します。

(4) 長寿命化の実施方針

景観性に考慮しながら、耐久性のある材料を用いて修繕を行っていきます。

4-7 公園

(1) 点検・診断等の実施方針

職員による現場パトロールの際に公園施設の確認を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検結果に基づき、適宜、遊具や設備の修繕などを行うとともに、樹木の適切な剪定を行います。

(3) 安全確保の実施方針

遊具の保守点検を行い、劣化や故障部分の修繕を行います。

樹木の点検を実施し、枯木の伐採を行います。

(4) 長寿命化の実施方針

定期点検により遊具や設備の劣化等の状態を把握し、部材の取り換え、塗装等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

(5) 統合や廃止の推進方針

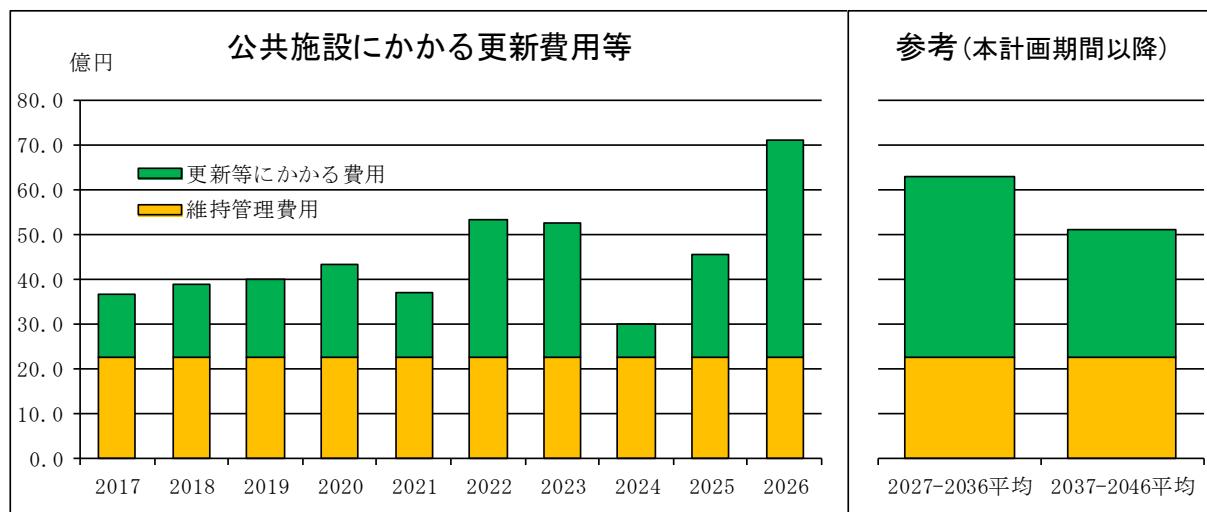
利用が少ない小さな公園の方向性について、今後検討します。

第5章 公共施設等の更新費用等の試算

5-1 公共施設

更新等にかかる費用については、「小平市公共施設マネジメント推進計画」(2017(H29)年3月)において、2062(H74)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する前提で試算しており、ばらつきはありますが、維持管理費用を含めて本計画期間の10年間では449億円、年平均45億円の費用が必要となります。計画期間以降では、2027(H39)年度からの10年間は年平均63億円、2037(H49)年度からの10年間は年平均51億円と、計画期間以降の更新等にかかる費用は、非常に大きな財政負担となります。公共施設マネジメントの取組を進め、対応を図る必要があります。

【図表5-1-1 公共施設にかかる更新費用等】

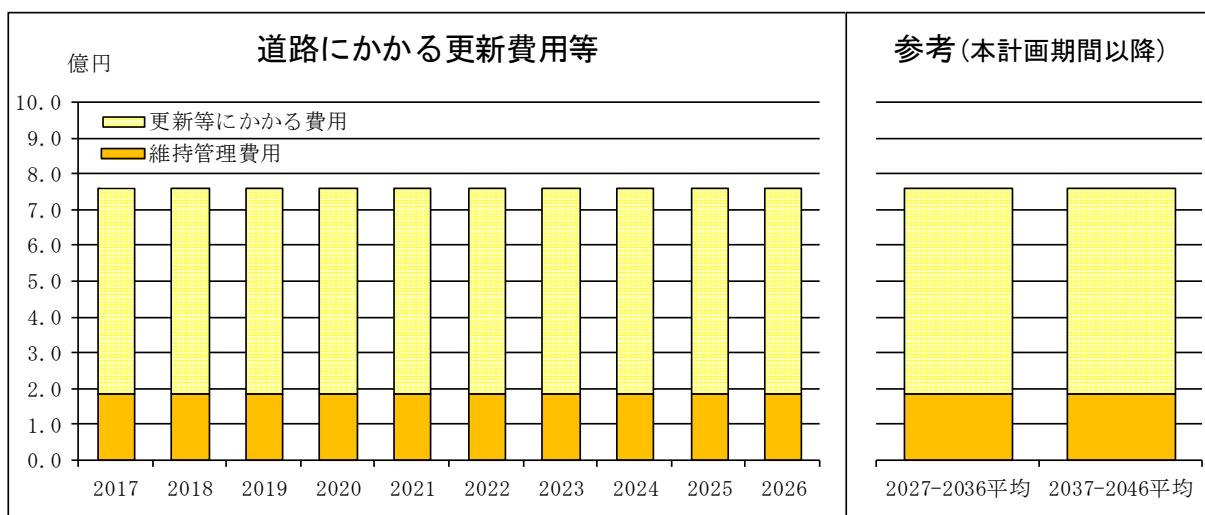


5-2 道路

更新等にかかる費用については、年間費用の上限額を定めて平準化を行う「小平市道路舗装維持管理基本方針」(2017(H29)年3月)における試算として、年平均5億8千万円とあります。ここには、対症療法型管理の橋りょうに関する費用を含んでいます。2011(H23)年度から2015(H27)年度までの平均である維持管理費用を含めると、7億6千万円が必要となります。

また、市道の他、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において2016(H28)年度から2025(H37)年度までの10年間で優先的に整備する路線に選定された都市計画道路などの整備に、多額の費用が必要となることが想定されます。

【図表5-2-1 道路にかかる更新費用等】

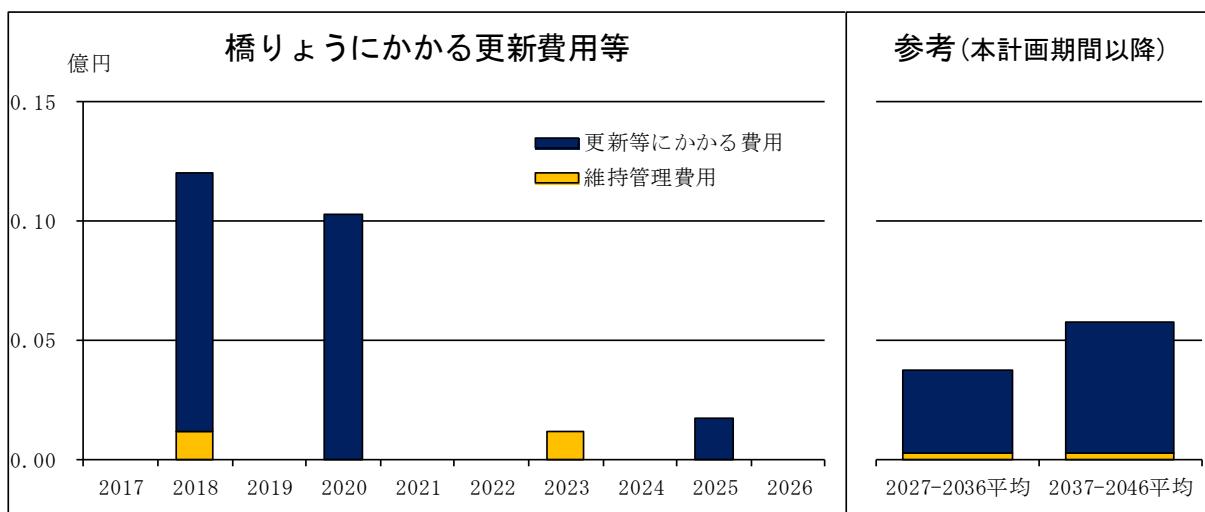


5-3 橋りょう

「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」(2014(H26)年3月)は、規模が比較的大きく重要度が高い13橋を対象とし、計画対象外の橋りょうについては、点検を実施し、状態を把握したうえで必要な対策を行う方針をとっています。対象の13橋は、予防保全型管理を行うことでライフサイクルコストを軽減することができる試算をしています。ばらつきがありますが、計画期間の10年間では2,500万円が必要となり、計画期間以降では、2027(H39)年度からの10年間は年平均400万円、2037(H49)年度からの10年間は年平均600万円が必要となります。

なお、対症療法型管理の橋りょうについては、道路における試算に含んでいます。

【図表5-3-1 橋りょうにかかる更新費用等】

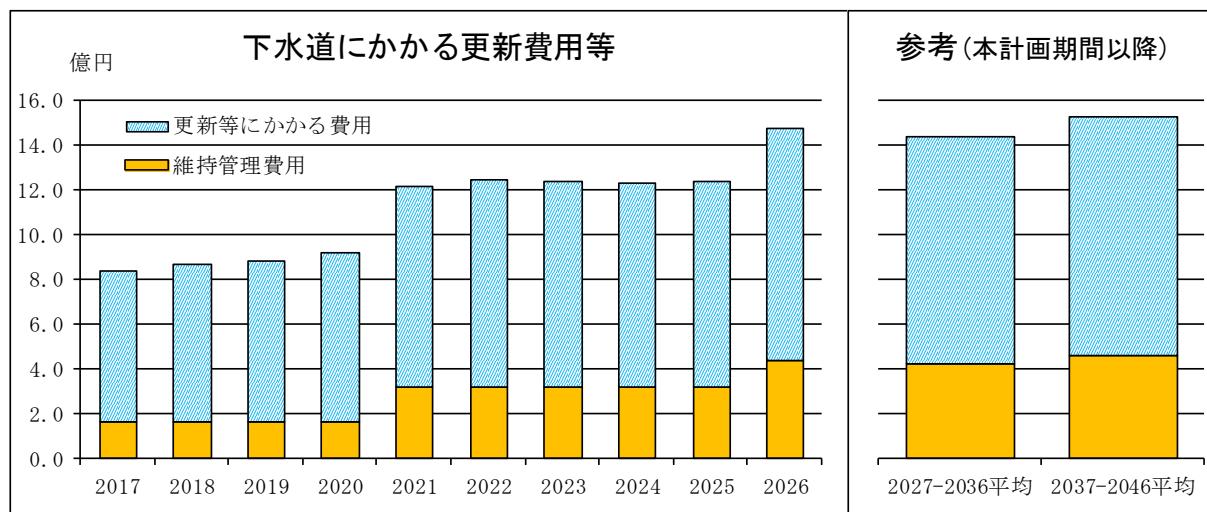


第5章 公共施設等の更新費用等の試算

5-4 下水道

2011(H23)年度から2015(H27)年度までの5年間の実績と「小平市下水道長寿命化基本構想」(2014(H26)年3月)をもとに試算すると、更新等にかかる費用については、2017(H29)年度からの10年間で合計85億円、年平均8億5千万円、維持管理費用については、2017(H29)年度からの10年間で合計27億円、年平均2億7千万円が必要となります。計画期間以降では、2027(H39)年度からの10年間は年平均14億4千万円、2037(H49)年度からの10年間は年平均15億3千万円の費用が必要となります。

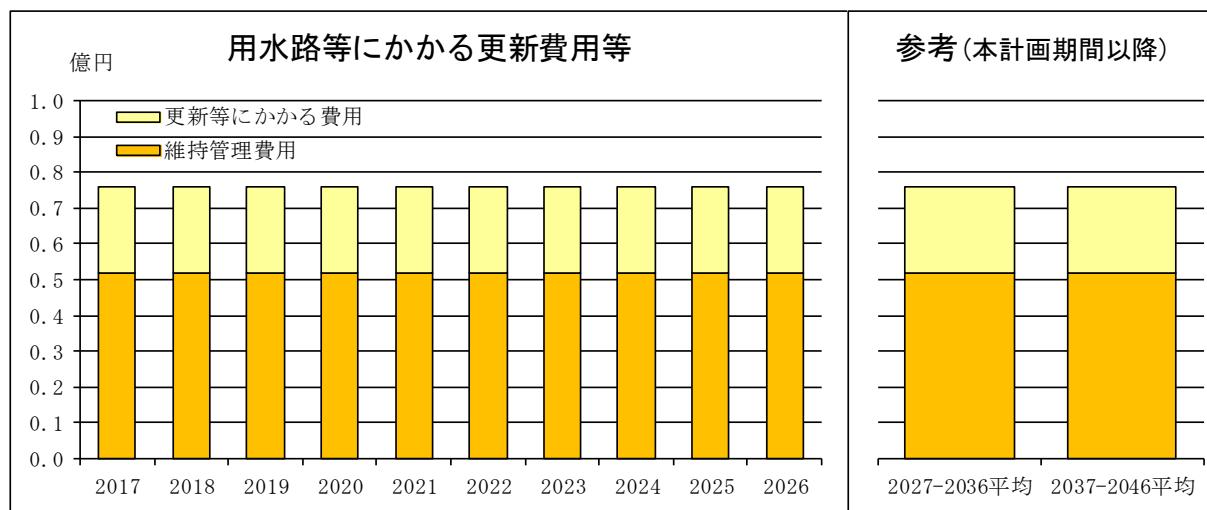
【図表5-4-1 下水道にかかる更新費用等】



5-5 用水路等

2011(H23)年度から2015(H27)年度までの5年間の実績をもとに試算すると、計画期間の10年間では年平均7,600万円が必要となり、計画期間以降も年平均7,600万円を見込んでいます。

【図表5-5-1 用水路等にかかる更新費用等】

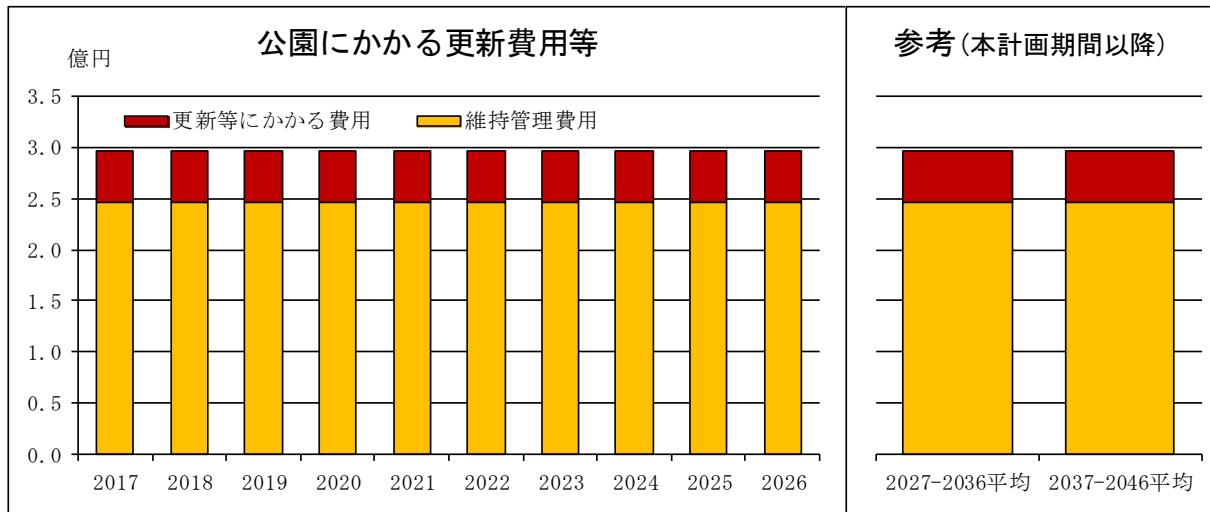


5-6 公園

2011(H23)年度から2015(H27)年度までの5年間の実績をもとに試算すると、計画期間の10年間では年平均3億円が必要となり、計画期間以降も年平均3億円を見込んでいます。その多くは、維持管理費用となっています。

また、今後は都市計画公園の整備などについても検討する必要があります。

【図表5-6-1 公園にかかる更新費用等】



5-7 公共施設等にかかる更新費用等の合計

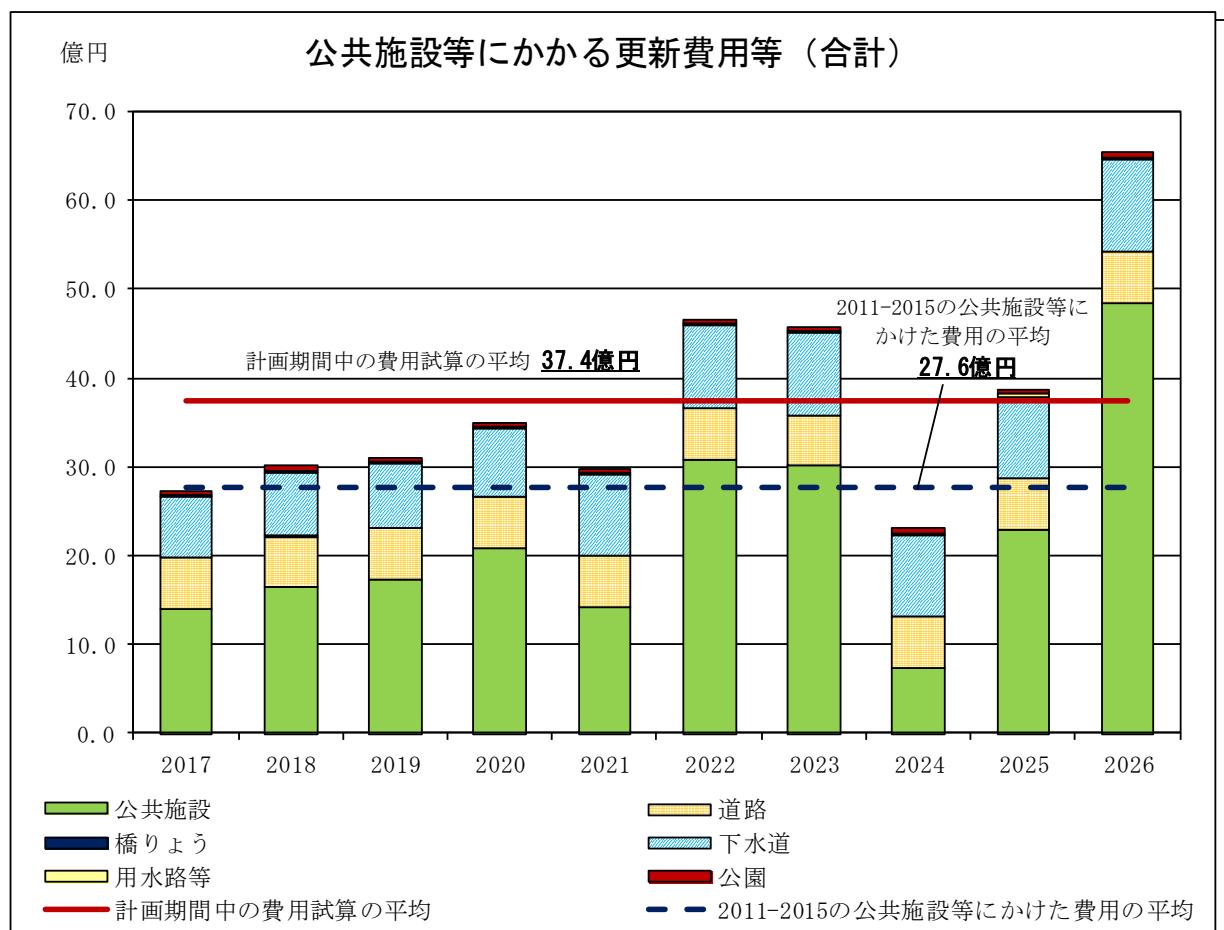
前述のそれぞれの公共施設等における更新費用等（維持管理費用を除く。）を合計すると、以下のとおりです。

橋りょう、下水道については、個別施設計画の中で平準化が図られているものの、合計では年度によって23億円から65億円までのばらつきがあり、その大きな割合を公共施設が占めています。

また、計画期間の10年間の平均では、37億4千万円となり、2011(H23)年度から2015(H27)年度までの過去5年間の平均27億6千万円を上回る試算結果となっています。

今後は、更新費用等の財源確保に努めるとともに、前述の基本的な考え方沿って公共施設等の総合的で計画的な管理を行う必要があります。

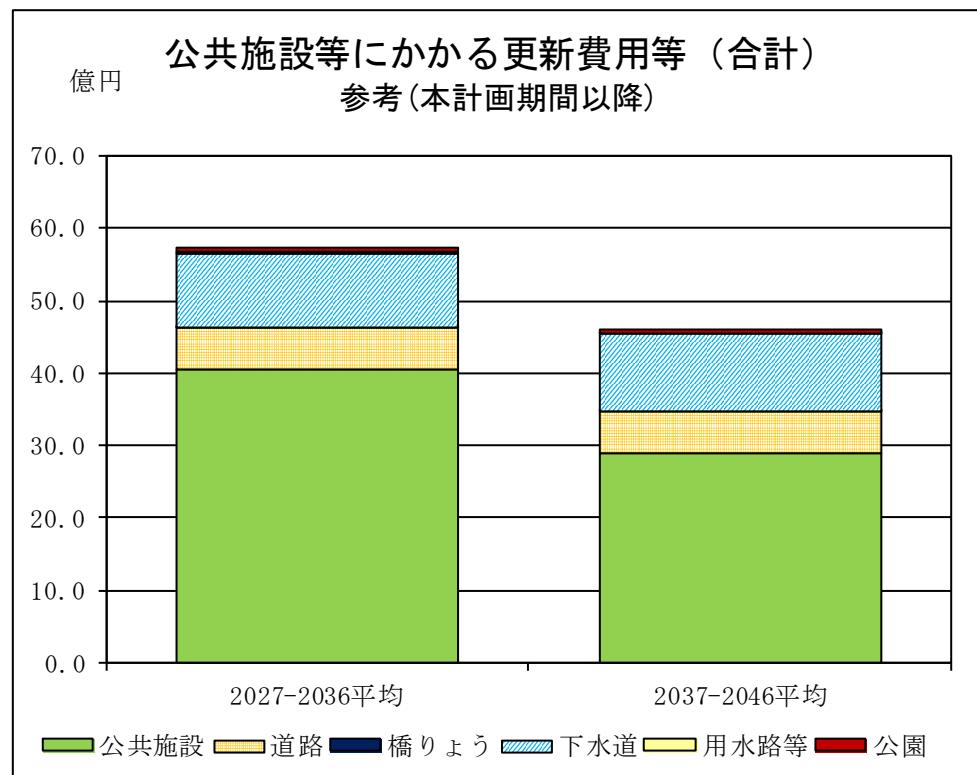
【図表5-7-1 公共施設等にかかる更新費用等（合計）】



※都市計画道路の整備、用地購入費等にかかる費用は含んでいません。

計画期間以降では、公共施設の更新等が多くあるため、2027(H39)年度からの10年間は年平均57億円、2037(H49)年度からの10年間は年平均46億円の費用が必要となり、財政負担はさらに増加します。計画期間以降を見据えた長期的な視点を持って推進していかなければなりません。

【図表5-7-2 計画期間以降の公共施設等にかかる更新費用等（合計）】



第6章 推進体制及び進行管理

6-1 推進体制

本計画は、市政運営の最重要課題の一つとして様々な分野に関係するため、府内関係部署の横断的な連携体制により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

6-2 本計画の進行管理

本計画の方針等は、すでに策定済の個別施設計画における内容が多くあるため、進行管理は、各個別施設計画において行います。必要に応じて本計画の実施状況等の取りまとめ等を行った場合には、その結果についてホームページなどで公表し、広く市民に周知します。

參考資料

用語の解説

※ () 内は本文における用語の初出のページです。

※ 行政に関する用語や、本文を理解する上で説明が必要な用語について解説しています。

あ行

R C 橋 (鉄筋コンクリート橋) (27ページ)

上部構造（主に橋桁部分）に鋼材を用いた橋りょう形式のことです。

一般会計 (8ページ)

福祉や教育などの行政サービスや、道路や公園の整備などを行う市の中心となる会計です。広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため会計を一般会計と特別会計に区別しています。

インフラ (1ページ)

infrastructure：インフラストラクチャー（下部構造の意）の略。道路・港湾・鉄道・通信・水道などの産業基盤となる公共諸施設のことです。

雨水整備 (28ページ)

下水には各家庭や工場などから排水される「汚水」と、降雨による「雨水」があり、「雨水」を流すための下水管を整備することをいいます。

污水整備 (28ページ)

下水には各家庭や工場などから排水される「汚水」と、降雨による「雨水」があり、「汚水」を流すための下水管を整備することをいいます。

か行

街区公園 (30ページ)

公園を中心に半径250m以内に住んでいる人が主に利用する公園のことで、0.25ha（ヘクタール）の面積を目安に配置しています。

基金 (17ページ)

特定の目的を達成するために資金を積み立てたり、運用したりするために設けられた市の貯金です。年度間の財源調整をするための財政調整基金のほか、使途が定められている健康福祉基金などの目的に沿って設けられている基金があります。

行政財産・普通財産 (32ページ)

行政財産とは、公用または公共用に供される公有財産のことです。公用に供するとは、地方自治体が直接使用することを目的としているもので、例えば市役所庁舎などがあります。公共用に供するとは、住民の一般的な利用を目的としているもので、例えば図書館などがあります。普通財産とは、行政財産以外の公有財産のことです。

橋りょう (1ページ)

河川・運河等の水面、あるいは峡谷・建築物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し架設される道路構造物です。

近隣公園 (30ページ)

公園を中心に半径500m以内に住んでいる人が主に利用する公園で、2ha（ヘクタール）の面積を目安に配置しています。

国・都支出金 (8ページ)

国庫支出金と都支出金のことを示しています。国庫支出金は、国から市に交付されるお金で、使途が特定されています。都支出金は、都から市に交付されるお金で、使途が特定されています。

下水道事業特別会計 (14ページ)

下水道事業は、下水道使用料という独自の収入を得て事業を運営するため、一般会計とは区分した「下水道事業特別会計」を設けて、その経理を行っています。小平市の特別会計には、下水道事業のほか、国民健康保険事業、後期高齢者医療（平成20年度創設）、介護保険事業があります。

建ぺい率 (34ページ)

建築敷地面積に対する建築面積の割合です。建ぺい率の限度は、原則、用途地域ごとに指定されています。

鋼橋 (27ページ)

上部構造（主に橋桁部分）に鋼材を用いた橋りょう形式のことです。

公有財産 (31ページ)

地方自治法に定められた、不動産などの地方公共団体が所有する財産のことです。公有財産は、行政財産と普通財産に分類されます。

合流地区 (28ページ)

下水には各家庭や工場などから排水される「汚水」と、降雨による「雨水」があり、汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式を採用している地区です。

高齢化率 (6ページ)

65歳以上の人ロが総人口に占める割合です。WHO(世界保健機構)や国連の定義によると、65歳以上人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされています。

国勢調査 (6ページ)

日本に住むすべての人・世帯を対象に、その実態を明らかにする国の統計調査です。

小平市福祉のまちづくり条例 (36ページ)

高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らし、また、訪れることができる社会の実現を目的に定めた市の条例です。市民、事業者、そして行政が力を合わせて福祉のまちづくりを推進することや、すべての人が利用しやすい施設の整備に関することなどについて定められています。

固定資産台帳 (3ページ)

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。財務書類作成の基礎資料ですが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能とされています。

各行

歳出 (8ページ)

会計年度となる毎年4月1日から翌年3月31日までの期間における一切の支出のことです。

歳入 (8ページ)

会計年度となる毎年4月1日から翌年3月31日までの期間における一切の収入のことです。

財務書類 (34ページ)

市の資産とその資産がどのような財源で賄われてきたかを表す「貸借対照表」、市の行政サービス提供のために使われた費用と、使用料・手数料などの収入を対比する「行政コスト計算書」、市の純資産（資産と負債の差）がどのように増減したのかを明らかにする「純資産変動計算書」、1年間の資金の動きを見る「資金収支計算書」といった4表で構成されています。地方公共団体における予算・決算に係る会計制度は、予算の適正・確実な執行

を図る観点から、単式簿記による現金主義会計（現金の出入りを記録するもの）を採用していますが、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、現金主義会計を補完するものとして整備しています。

市街化区域・市街化調整区域 (31ページ)

家が密集する地域を市街地といいます。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域やこれから計画的に市街地として整備していく区域のことをいいます。市街化調整区域は、自然環境を守る等を目的に、市街化を抑制すべき区域をいいます。

指定管理者制度 (35ページ)

2003年(平成15年)の地方自治法の改正により、住民の福祉の増進を目的として住民利用に供するために地方公共団体が設ける「公の施設」の管理は公的な機関が担うとする条件を撤廃し、民間事業者も「公の施設」を担うことができるようになります。民間の活力を活用し、効果的・効率的に「公の施設」を管理することを目的とした制度です。

住民基本台帳 (5ページ)

地方自治法に基づき、市町村がその住民に関する正確な記録を整備したもので、氏名、生年月日、性別、住所などが記載されている台帳です。

主要道路 (24ページ)

全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路のことをいいます。通常、広幅員・高規格の道路であることが多いです。

条例公園 (30ページ)

都市計画法に基づき公園として都市計画決定された「都市計画公園」のうち、公園として整備しており、小平市によって設置したものです。

鈴木処理分区 (40ページ)

市の下水道では、汚水を集約する区域として設定される「処理分区」が市内に16あり、「鈴木処理分区」はそのうちの1つです。

「鈴木処理分区」は、「小平市下水道長寿命化基本構想」において、長寿命化対策の最優先地区としており、平成28年度から長寿命化対策に着手しています。

ストック (28ページ)

英語では stock と表記します。本文では「在庫・既存のもの」の意味として用いています。

生活道路 (24ページ)

生活関連道路の略で、児童生徒の通学、食糧日用品の買い物など、市民の日常生活に使用する道路です。

線的施設 (39ページ)

機能上重要な施設や、異常・劣化が線的に進行する可能性のある下水道施設のことです。

た行

対症療法型管理 (38ページ)

劣化や損傷が進行し、その度合いが深刻化した段階で対策を施す管理手法のことです。予防保全型管理と組み合わせて、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図ります。

耐震基準 (23ページ)

建築基準法で定める基準のことで、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

耐震診断 (37ページ)

建築基準法では、建物が地震の振動に耐えうる能力の基準（耐震基準）を定めており、1981年(S56)に新しい基準（新耐震基準）での法改正がありました。耐震診断は、それまでの古い基準（旧耐震基準）で設計された建物について、新耐震基準での耐震性の有無を確認することをいいます。

胎内掘 (29ページ)

たぬきぼりとも言われています。地上から複数の縦穴を掘り、その間を横に掘ったトンネルで結んだ地下を流れる用水路です。

地方債 (18ページ)

市が国や金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。借り入れた資金は公共施設の建設などに充てられます。

長期総合計画 (2ページ)

まちの将来像を示し、まちづくりを計画的に進めるための市の羅針盤としての役割を果たすものです。

定期借地権 (36ページ)

当初定めた契約期間で借地関係が終了し、その後の更新がない借地権のことです。

低炭素社会 (36ページ)

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のことをいいます。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。

点的施設 (39ページ)

定期的に維持管理（点検・清掃）が必要な施設や、異常時に社会的な影響が大きい施設のことです。

統一的な基準による地方公会計 (3ページ)

「現金主義・単式簿記」を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、「発生主義・複式簿記」などの企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック（「在庫・既存のもの」の意）情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等を分かりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化しようとする取組みです。

投資的経費 (9ページ)

道路、公園、学校などの施設の建設や用地の購入など、社会資本の整備に係るお金です。

特殊公園 (30ページ)

動植物公園、墓園などの特殊な公園で、その目的に則して配置しています。

特別会計 (14ページ)

特定の収入と支出によって運営される会計です。特定の目的のための会計で、一般会計とは区分されます。小平市では国民健康保険事業、後期高齢者医療（平成20年度創設）、介護保険事業、下水道事業の4つの特別会計があります。

都市計画道路 (25ページ)、**都市計画公園** (30ページ)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画法に基づき、都市施設として計画的に配置、整備される道路や公園です。

土地開発公社 (18ページ)

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体によって設立された特別法人です。土地開発公社は、公共用地の先行取得を行うため、地方公共団体に代わって、機動的かつ弾力的な公共用地の取得を行うことにより、まちづくりの推進に貢献しています。

な行

認定外道路 (25ページ)

高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のような道路法の適用を受ける道路以外のことです。法定外道路ともいいます。認定外道路のうち、一般の公共の用に供している道路について管理しています。

は行

売却可能資産 (34ページ)

遊休資産や未利用資産などで売却が可能な資産のことです。

はいどうしき

廃道敷 (34ページ)

市道の廃止又は道路が付け替えられたことなどにともない不必要になった元道路敷地です。

はいめつすいろ

廃滅水路 (34ページ)

水路としての機能がない廃滅した水路のことです。

びーえふあい

PFI (35ページ)

Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）（通称「PFI法」）に基づき、実施します。

びーしーきょう

PC橋（プレストレストコンクリート橋）(27ページ)

上部構造（主に橋桁部分）にプレストレスト・コンクリートを用いた橋りょう形式です。プレストレスト・コンクリートとは、PC鋼材によりあらかじめコンクリートに圧縮力を与えた構造のことです。

ぴーぴーぴー

PPP (35ページ)

Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、公民連携と訳されます。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのことです。PFI方式は、PPPの代表的な手法の1つです。

ひこうぞうぶざい

非構造部材 (37ページ)

建物を構成する材料で、窓ガラス、照明器具、天井材など、デザインや居住性の向上を目的に取り付けられるものです。一方、構造材は柱や梁など、建物を支える骨組みとなるものです。

ひび割れ率 (24ページ)

舗装の表面に発生したひびや割れ目の割合です。検査範囲を50cmメッシュで区切り、ひび割れが一定数以上含まれるメッシュの割合からひび割れ率（%）を求めます。

扶助費 (8ページ)

児童福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支給する児童手当、生活保護費などや、市が単独で支給する現金や物品などの各種扶助にかかるお金です。

分流地区 (28ページ)

下水には各家庭や工場などから排水される「汚水」と、降雨による「雨水」があり、汚水と雨水をそれぞれ専用の管きょで排除する方式を採用している地区です。

平準化 (2ページ)

均されていないものを、均一にしていくことです。

保全 (27ページ)

建物・機械・設備などの性能や機能を良好に保つことです。

舗装率 (24ページ)

道路法の適用を受ける道路のうち、人や自動車が通行しやすくアスファルト等で舗装した割合です。

ボックスカルパート (27ページ)

道路の下に、水路などの空間を得るために盛土あるいは地盤内に設けられる箱型の構造物のことです。

ま行

面的施設 (39ページ)

広範囲に布設されている下水道施設を面的に捉えて維持管理していくことが効果的と考えられる下水道施設のことです。

目標耐用年数 (3ページ)

使用上の要求から設定された建物・機械・設備などが使用に耐えられなくなるまでの年数のことで、計画耐用年数ともいいます。

や行

ユニバーサルデザイン (36ページ)

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることです。

容積率 (34ページ)

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合です。容積率の限度は、原則、用途地域ごとに指定されています。

用途地域 (31ページ)

市街地の環境保全・都市機能の向上を目的として、建物の用途を地域別に制限する制度です。主に住宅系、商業系、工業系などに分けられています。

予防保全型管理 (38ページ)

定期的に点検を行い、劣化や損傷が進行する前の段階で対策を施す管理手法のことです。対症療法型管理と組み合わせて、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図ります。

ら行

ライフサイクルコスト (43ページ)

英語では、Life cycle costと表記し、LCCと略されます。建物やインフラの整備から壊すまでに係る総費用のことです。具体的には、設計・施工・維持管理・改修・解体・廃棄までに要する費用の総額となります。通常、ライフサイクルコストは、建設費に係る4~5倍の費用がかかるとされています。

里道 (25ページ)

道路法の適用を受けない里道は法定外公共物とされています。ほとんどの場合、地番がなく、法務局備え付けの地籍図（公図）には、里道は赤色、水路は青色の線で表示されており、農道や用水路等が該当します。里道は認定外道路として国有財産法上の公共財産として管理されていましたが、平成13年（2001年）4月から順次市町村へ譲与されており、小平市においては、平成19年（2007年）3月に譲与作業が終了しています。なお、現在では、小平市の里道のほとんどは、道路法による認定された市道となっています。

臨時財政対策債 (18ページ)

地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債（いわゆる赤字地方債）で、投資的経費以外の経費にも充てられます。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は地方交付税で措置されます。

路面性状調査 (24ページ)

路面の損傷状態を表す、ひび割れ・わだち割れ・平たん性を測定し、そのデータを作成・解析する調査です。

小平市公共施設等総合管理計画

平成29年3月発行

編集・発行 小平市企画政策部 行政経営課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目1333番地
電話番号 (042) 346-9756
電子メール gyoseikeiei@city.kodaira.lg.jp

¥150

